

# みんなで創る地域共生社会

～誰もが笑顔で自分らしく暮らせる地域づくり～

## ●第4次函館市地域福祉計画●

(2019年度～2028年度)



【2025年3月改訂】

函 館 市



HAKODATE



## はじめに

我が国では、少子高齢化・人口減少という大きな課題を抱えるなか、相互に支え合う意識や連帯感の希薄化、価値観の多様化など、地域社会を取り巻く環境が変化し、虐待、暴力などの様々な社会問題に加え、従来の相談体制では対応が困難な複合化した課題などが生じてきています。



このような中、社会的な孤立や排除をなくし誰もが役割を持ち活躍できる地域共生社会の実現に向け、各般の取組を推進するため、平成30年4月に改正社会福祉法が施行されました。

本市におきましては、平成14年7月に制定した「函館市福祉のまちづくり条例」において、すべての市民が安心して日常生活を営み、自らの意志で自由に行動し、広く社会参加をする機会を等しく有するため、市民、事業者および行政が共に手を携えながら、あらゆる分野において障壁のないまちづくりを目指すことを定めるとともに、平成16年度より函館市地域福祉計画を策定し、公的サービスと地域住民の主体的な活動の連携などにより、誰もが住み慣れた地域で安全・安心に暮らすことができる共に支え合う社会の構築を進めてまいりました。

このたび策定した「第4次函館市地域福祉計画」は、現在の本市の状況を踏まえ、地域住民が集う拠点の整備や生活困窮者への支援などを盛り込んだほか、認知症高齢者等や知的・精神障がい者に対する権利擁護の一環として「成年後見制度利用促進基本計画」を包含するなど、多様な課題に対応する内容としており、今後はこれまで以上に市民の皆様や関係機関等との連携を深め地域共生社会の実現に向けた取組に力を尽くしてまいりますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びにあたり、本計画の策定に関し、貴重なご意見やご提言をいただきました函館市地域福祉計画策定委員会の皆様ならびに関係団体の皆様、地域福祉に関する意識調査や地域福祉懇談会にご協力いただきました皆様に、心から厚くお礼申し上げます。

2019年（平成31年）3月

函館市長 工 藤 壽 樹

## 目 次

### I 計画策定の趣旨等

|                |   |
|----------------|---|
| 1 計画策定の背景と趣旨   | 1 |
| 2 社会福祉法の改正について | 2 |
| 3 地域福祉とは何か     | 3 |
| 4 計画の位置付け      | 3 |
| 5 計画の期間        | 3 |

### II 地域福祉計画と既存計画等との関係

|                     |   |
|---------------------|---|
| 1 函館市福祉のまちづくり条例との関係 | 4 |
| 2 既存計画等との関係         | 4 |

### III 地域福祉を取り巻く状況

|                  |    |
|------------------|----|
| 1 函館市の現状         | 7  |
| (1) 人口と高齢化率等の状況  | 7  |
| (2) 世帯の状況        | 9  |
| (3) 出生数と死亡数の状況   | 10 |
| (4) 障がい者の状況      | 11 |
| (5) 生活保護受給者数の状況  | 13 |
| (6) 町会加入率の状況     | 13 |
| (7) ボランティア登録者の状況 | 14 |
| (8) NPO法人の状況     | 14 |
| (9) 虐待に関する状況     | 15 |
| 2 計画策定のための取組     | 16 |
| (1) 地域福祉懇談会      | 16 |
| (2) 地域福祉に関する意識調査 | 17 |

#### IV 地域福祉計画の基本理念および基本目標

|               |     |
|---------------|-----|
| 1 地域福祉計画の基本理念 | 2 6 |
| 2 地域福祉計画の基本目標 | 2 6 |
| 3 施策の体系図      | 2 8 |

#### V 基本目標 1 人と人がつながる地域づくり

|                          |     |
|--------------------------|-----|
| 基本施策 1－1 地域住民等が集う拠点づくり   | 2 9 |
| 基本施策 1－2 地域福祉活動の活性化      | 3 1 |
| 基本施策 1－3 地域住民等と支援関係機関の連携 | 3 5 |

#### VI 基本目標 2 安心して暮らせる地域づくり

|                       |     |
|-----------------------|-----|
| 基本施策 2－1 制度の狭間の課題への対応 | 3 7 |
| 基本施策 2－2 権利擁護に対する支援   | 4 5 |
| 基本施策 2－3 適切な福祉サービスの提供 | 4 9 |
| 基本施策 2－4 生活困窮世帯への支援   | 5 1 |
| 基本施策 2－5 自殺防止のための対策   | 5 3 |

#### VII 基本目標 3 誰もが参加できる地域づくり

|                        |     |
|------------------------|-----|
| 基本施策 3－1 地域福祉に対する意識の醸成 | 5 5 |
| 基本施策 3－2 新たな人材の養成      | 5 7 |
| 基本施策 3－3 積極的な情報発信      | 5 9 |

#### ◆資料編

|                                  |     |
|----------------------------------|-----|
| ・計画策定の経過                         | 6 1 |
| ・函館市地域福祉計画策定委員会設置要綱              | 6 3 |
| ・函館市地域福祉計画策定委員会委員名簿              | 6 5 |
| ・函館市福祉のまちづくり条例，函館市福祉のまちづくり条例施行規則 | 6 7 |
| ・函館市福祉のまちづくり推進委員会委員名簿            | 6 9 |
| ・障がい者や配慮が必要な方に関するマークの一例          | 7 1 |

## I 計画策定の趣旨等

### 1 計画策定の背景と趣旨

少子高齢・人口減少社会という大きな課題に直面するなか、地域で相互に支え合う意識や連帯感の希薄化が進み、また、インターネット等の普及により生活環境が大きく変化し、価値観の多様化によって世代間に意識の違いが広がるなど、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。

さらに、ひきこもりや支援拒否などによる社会からの孤立、虐待、暴力などの社会問題や、ダブルケア（育児と介護が同時進行している状態など）、8050問題（80代の親とひきこもる50代の子どもの経済的、精神的な問題）のような複合化・複雑化した課題を抱えている世帯が顕在化するなど、分野ごとの相談体制では対応が困難な地域生活課題（※1）が生じています。

こうした課題の解決に向けては、地域住民一人ひとりが自らの課題として捉えながら様々な地域資源を活用し、「支え手」「受け手」という関係を超えて主体的に活動することがこれまで以上に求められています。

また、国でも、社会的孤立や排除をなくし、誰もが役割を持ち活躍できる「地域共生社会」の重要性を示していることから、本市においても、行政と地域住民等（※2）が問題意識を共有しながら連携し、地域生活課題の解決を図ることで、「地域共生社会」の実現に向けた取組をさらに進めていくため、今回、第4次函館市地域福祉計画を策定しました。

#### ※1 地域生活課題とは

社会福祉法第4条第2項において「福祉サービスを必要とする地域住民およびその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労および教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるうえでの各般の課題」と定義されています。

#### ※2 地域住民等とは

社会福祉法第4条第1項において「地域住民、社会福祉を目的とする事業を営営する者および社会福祉に関する活動を行う者」と定義されています。

#### 【地域住民等の具体的な例】

- ・ 地域住民
- ・ 当事者団体
- ・ 町会・自治会，在宅福祉委員会，地縁型組織等
- ・ 一般企業，商店街等
- ・ 民生委員・児童委員，保護司
- ・ ボランティア，ボランティア団体
- ・ 特定非営利活動法人（NPO），住民参加型在宅サービス団体等
- ・ 農業協同組合，消費生活協同組合等
- ・ 社会福祉法人，社会福祉協議会等
- ・ 保健・医療・福祉の専門職等
- ・ 福祉関連民間事業者（シルバーサービス事業者等）
- ・ その他諸団体

【北海道「地域福祉計画策定ガイドライン」より】

## 2 社会福祉法の改正について

---

国から示された社会福祉法（2018 年（平成 30 年）4 月 1 日施行）の改正の趣旨では，第 4 条第 2 項において，地域住民等は，地域に暮らす人々が抱えている地域生活課題を本人のみならず世帯全体に着目して把握するとともに，地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）と連携し解決を図るよう特に留意することと記載されました。

また，市町村については，同法第 6 条第 2 項においてこれらの課題の解決を図ることを促進する施策，その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めることとされています。

具体的な市町村の責務として，同法第 106 条の 3 第 1 項において

- ①地域住民等が主体的に地域生活課題の解決を試みることができる環境整備
- ②地域生活課題を包括的に受け止める体制の整備
- ③多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築

を通じて，包括的な支援体制を整備する旨の努力義務が規定され，地域の力と公的な支援体制とが相まって，地域生活課題の解決に向け体制整備を行っていくこととされたところです。

### 3 地域福祉とは何か

---

市民および企業の地域福祉に関する意識や取組状況を調査することにより、本市における課題や問題点を整理するために行った「地域福祉に関する意識調査」（以下「意識調査」という。）では、多くの住民が地域生活課題があると回答しています（P20-ウ参照）。

これらの課題を解決し、「地域共生社会」の実現をさらに進めるためには、まず私たち自身が地域社会の中で、つながりを持ちながら生活していることを認識する必要があります。

地域福祉とは、地域に暮らす人たちが自らの意思で結びつきを強め、社会的孤立や排除をなくし、誰もが平等で、お互いの個性や特性を認め合いながら、課題の解決に向けた取組を継続して行うことです。

### 4 計画の位置付け

---

本計画は社会福祉法第 107 条に規定されている、「市町村地域福祉計画」に位置付けられるものです。

本市では、地域福祉の理念の普及に努めるため、2004 年度（平成 16 年度）に函館市地域福祉計画を策定し、2008 年度（平成 20 年度）には第 2 次、2013 年度（平成 25 年度）には第 3 次の計画を策定してきましたが、地域福祉のさらなる推進を図るため、本計画を策定しました。

また、本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条に基づく、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」（成年後見制度利用促進基本計画）を包含したものとなっています（P47～49 参照）。

### 5 計画の期間

---

地域福祉の理念は、今後も変わることなく将来へつなげていくべきものですが、地域全体に浸透させるには多くの時間が必要となることから、計画期間は 2019 年度（平成 31 年度）から 2028 年度までの 10 年とします。

なお、計画期間の中間年には、前期の関連施策の実施状況などを確認しながら、後期における施策の推進への参考とするために評価を行うこととし、評価にあたっては、社会情勢の変化やその他の状況を踏まえ総合的に判断するものとします。

## Ⅱ 地域福祉計画と既存計画等との関係

### 1 函館市福祉のまちづくり条例との関係

---

函館市福祉のまちづくり条例では、すべての市民が安心して日常生活を営み、自らの意思で自由に行動し、真に豊かで、ゆとりと生きがいのある地域社会を築き上げていくため、市、事業者および市民は、共に手を携えながら、あらゆる分野において障壁のないまちづくりに取り組むこととしています。

この取組を進めるためには、個人の特性や多様性を認め合い、住民が相互に支え合い、連携し合うことのできる仕組みづくりが不可欠ですが、この取組こそ、地域福祉の推進そのものであることから、本計画と函館市福祉のまちづくり条例がめざすまちの姿は同じものです。

### 2 既存計画等との関係

---

本市においては、まちづくりの指針として函館市総合計画基本構想がありますが、その他に個別計画として高齢者や障がい者福祉、子ども・子育て支援、健康づくりに関する計画等を策定し、目標値の設定やサービス提供体制の整備等を図ってきましたが、2018年度（平成30年度）には自殺防止対策に関する計画を策定し、今後も地域の支え合いを促進することとしています。

本計画は、これらの個別計画を内包する上位計画として位置付けられますが、数値的な目標等については個別計画で進捗管理することとし、個別計画では網羅できない課題への対応や取り組むべき方向性についてまとめたものです。

また、本計画の推進にあたっては、函館市社会福祉協議会が策定する地域福祉実践計画との連携が不可欠となります。

地域福祉実践計画とは、函館市社会福祉協議会が地域住民等との連携・協働により、地域福祉の担い手として主体的に行動する民間の活動計画であり、本計画の理念や仕組みの実現を支援する施策を盛り込むなど、本計画と整合性を図り策定されます。

# ○地域福祉計画と既存計画等の計画期間

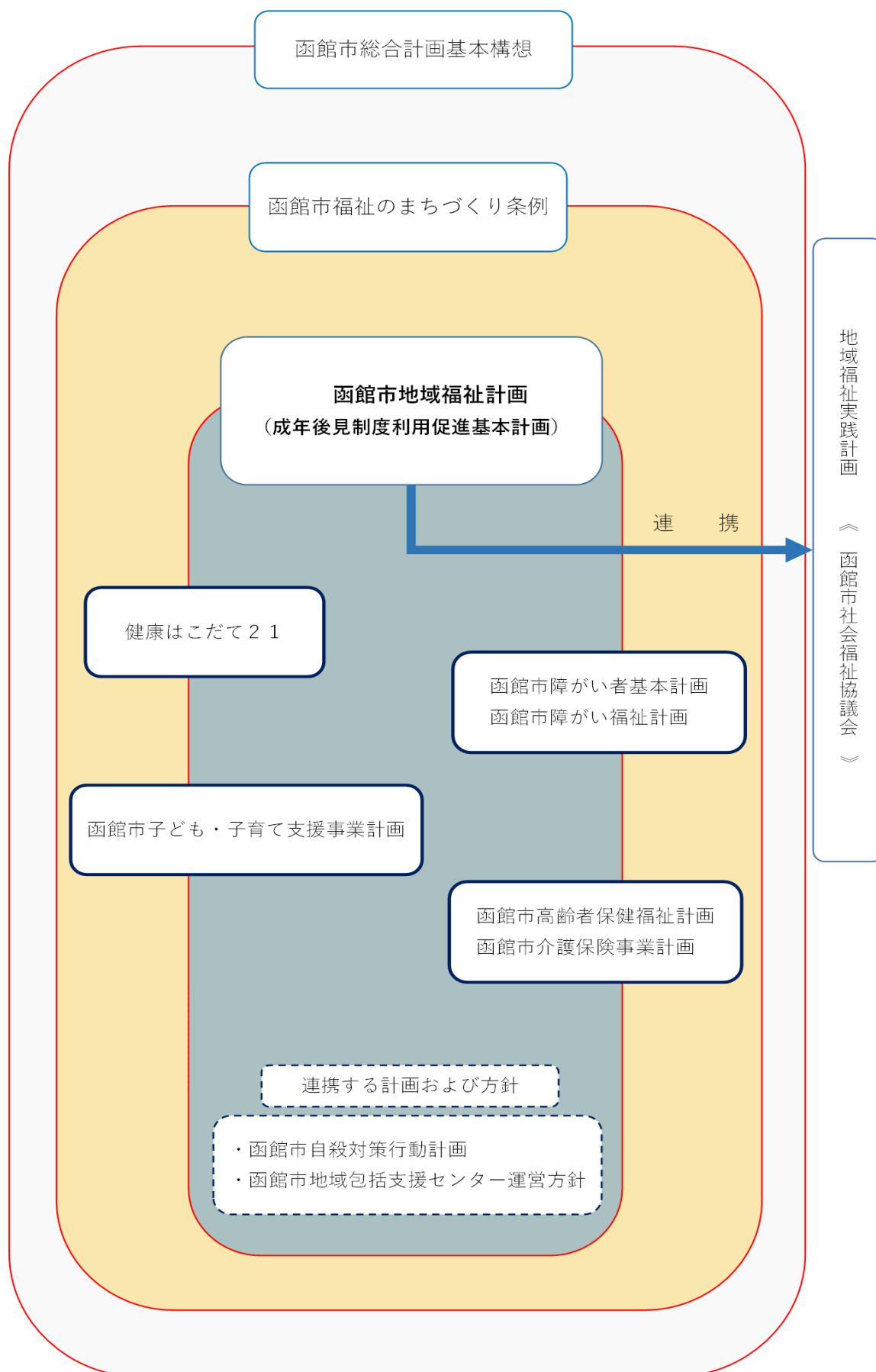
(年度)

| 項 目                   | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 | 2027 | 2028 |
|-----------------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 函館市総合計画基本構想           |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |
| 函館市地域福祉計画             |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |
| 函館市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |
| 函館市障がい者基本計画           |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |
| 函館市障がい福祉計画            |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |
| 函館市子ども・子育て支援事業計画      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |
| 健康はこだて21              |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |

(連携する計画および方針)

|                      |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|----------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 函館市自殺対策行動計画          |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 函館市地域包括支援センター運営方針    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 地域福祉実践計画(函館市社会福祉協議会) |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

○地域福祉計画と既存計画等との関係（イメージ図）



### Ⅲ 地域福祉を取り巻く状況

#### 1 函館市の現状

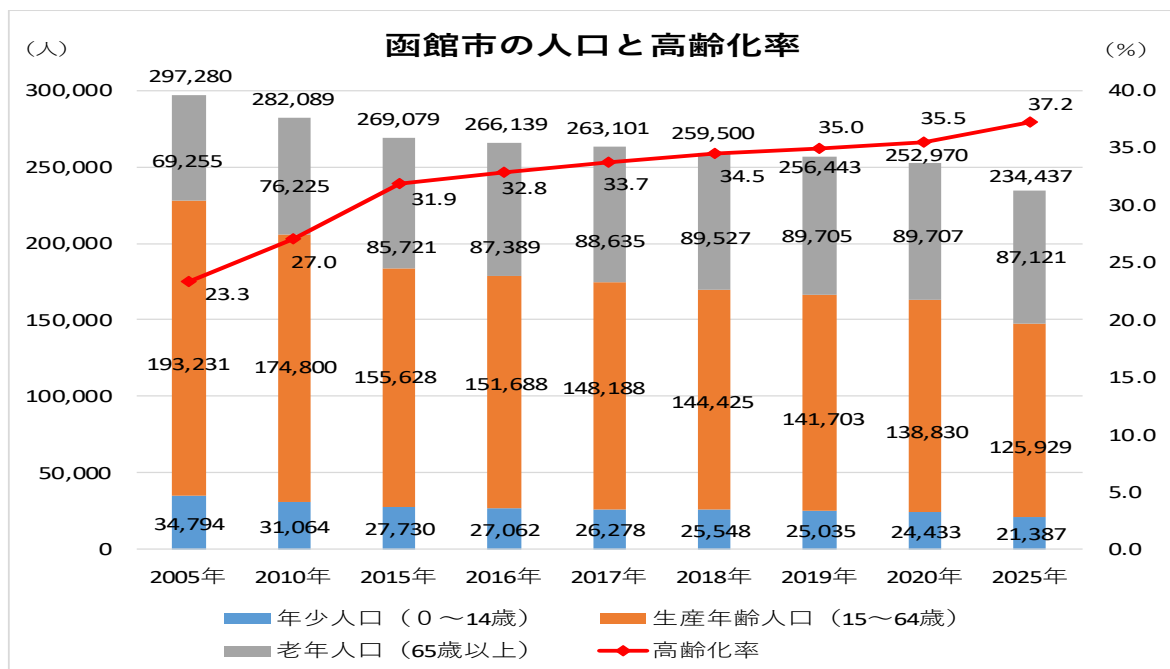
本市では、これまでも人口減少や少子高齢化が進んできていますが、今後においても同様の傾向が続くと見込まれており、若い世代が高齢者を支えるという従来のあり方が困難になると予想されます。

一方で、「介護支援ボランティアポイント事業」や「くらしのサポーター養成研修」によるボランティア登録者など、新たな地域福祉の担い手として期待される住民やNPO法人数は増加傾向にあり今後の活躍が期待されます。

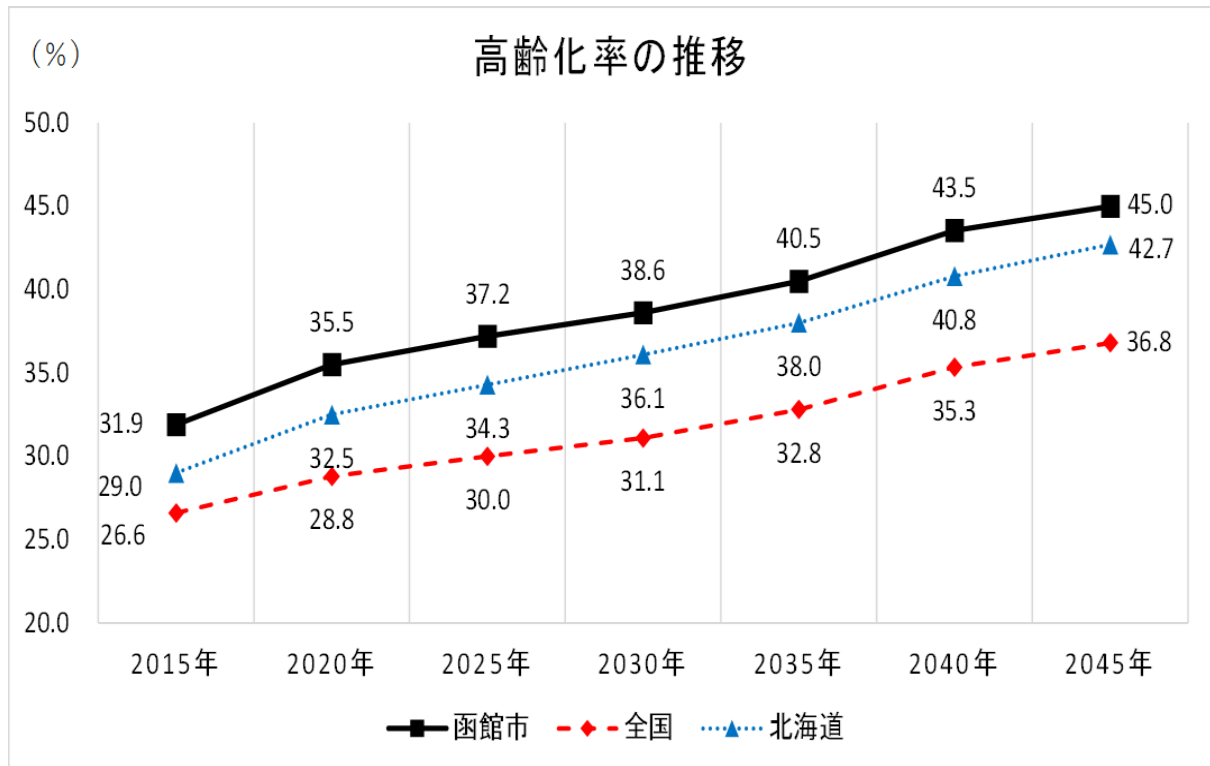
##### (1) 人口と高齢化率等の状況

本市の人口は減少傾向にあり、2025年には234,437人になると推計されています。

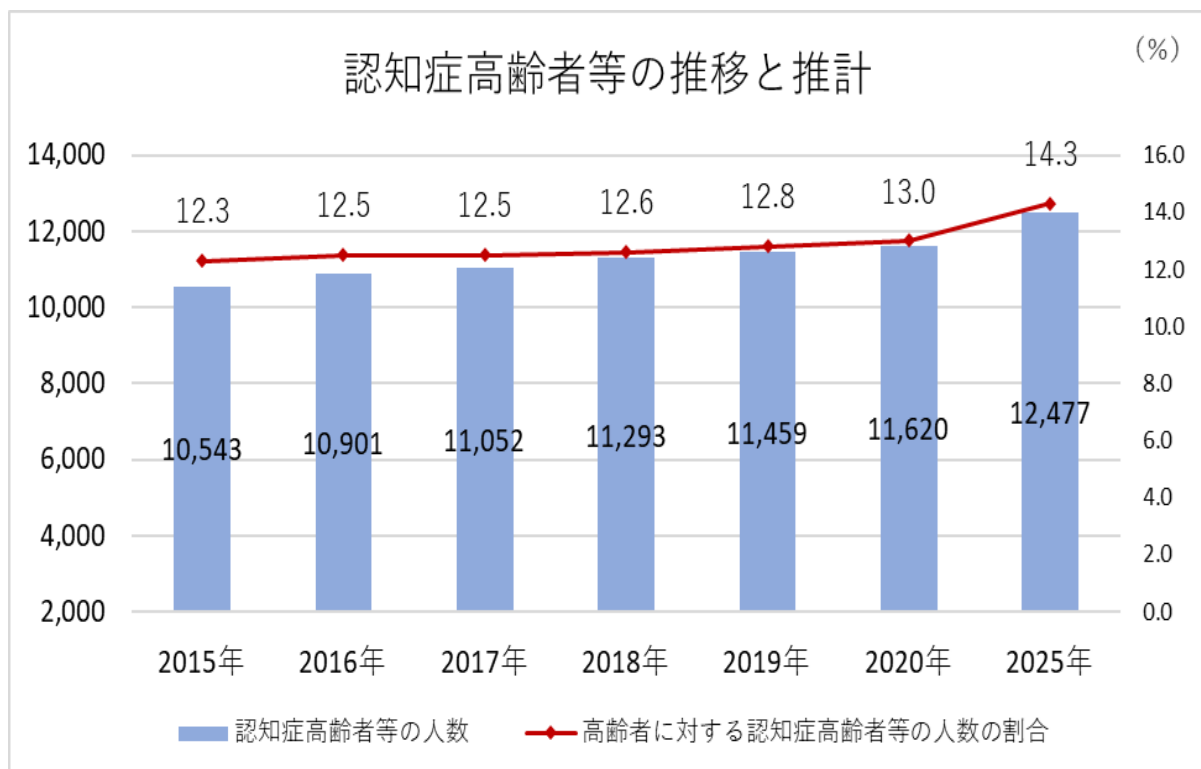
65歳以上の高齢者数は、2020年をピークに減少に転じますが、高齢化率は上昇を続け、全国および全道と比較しても高い割合で推移し、認知症高齢者等の人数についても増加すると推計されます。



【資料】（～2018年（平成30年））函館市「住民基本台帳人口」各年9月末実績  
（2019年（平成31年）～）函館市「第8次函館市高齢者保健計画・  
第7期函館市介護保険事業計画」



【資料】 国立社会保障・人口研究所「日本の将来推計人口（2017年（平成29年）推計）」

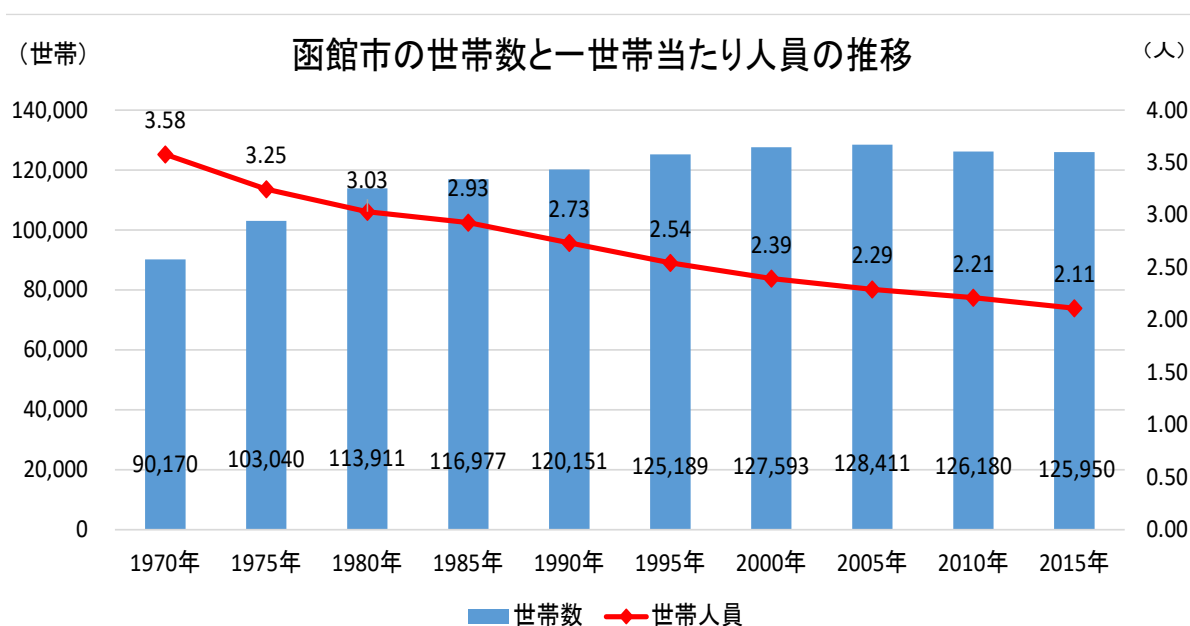


【資料】 函館市「第8次函館市高齢者保健計画・第7期函館市介護保険事業計画」

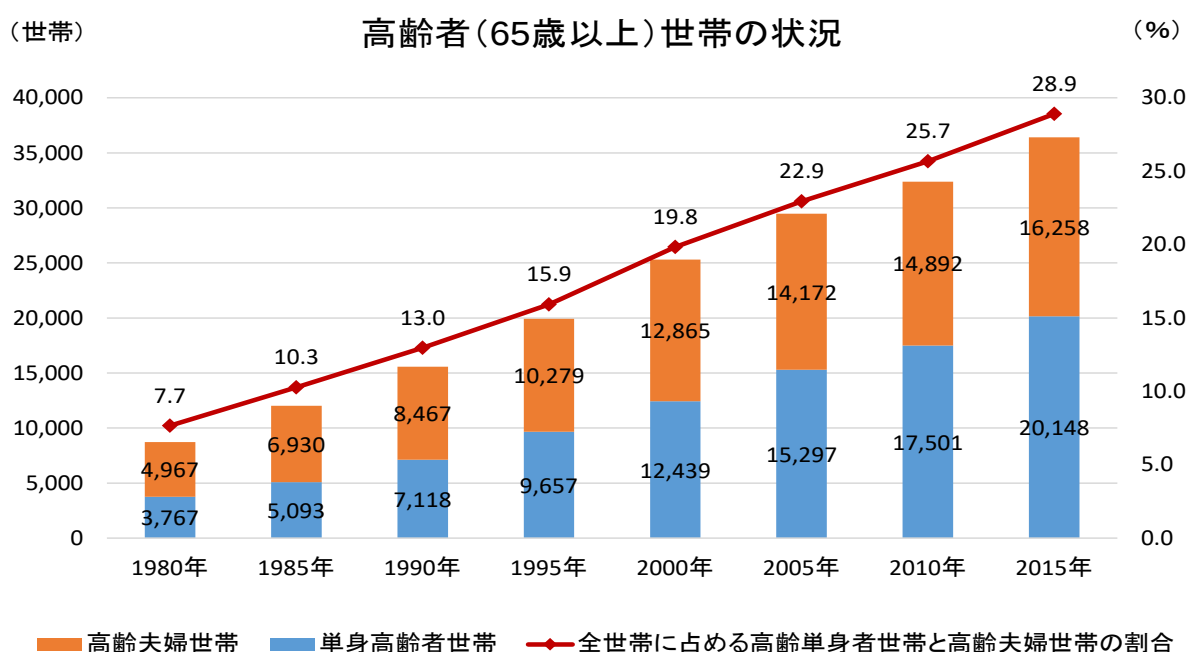
## （２）世帯の状況

本市の世帯数は、2005年（平成17年）まで増加が続いた後、減少に転じましたが、一世帯あたりの人員は1970年（昭和45年）以降減少が続いており、核家族化が進行しています。

また、高齢者世帯の割合も増加しており1985年（昭和60年）～2015年（平成27年）の30年間で約3倍となっています。



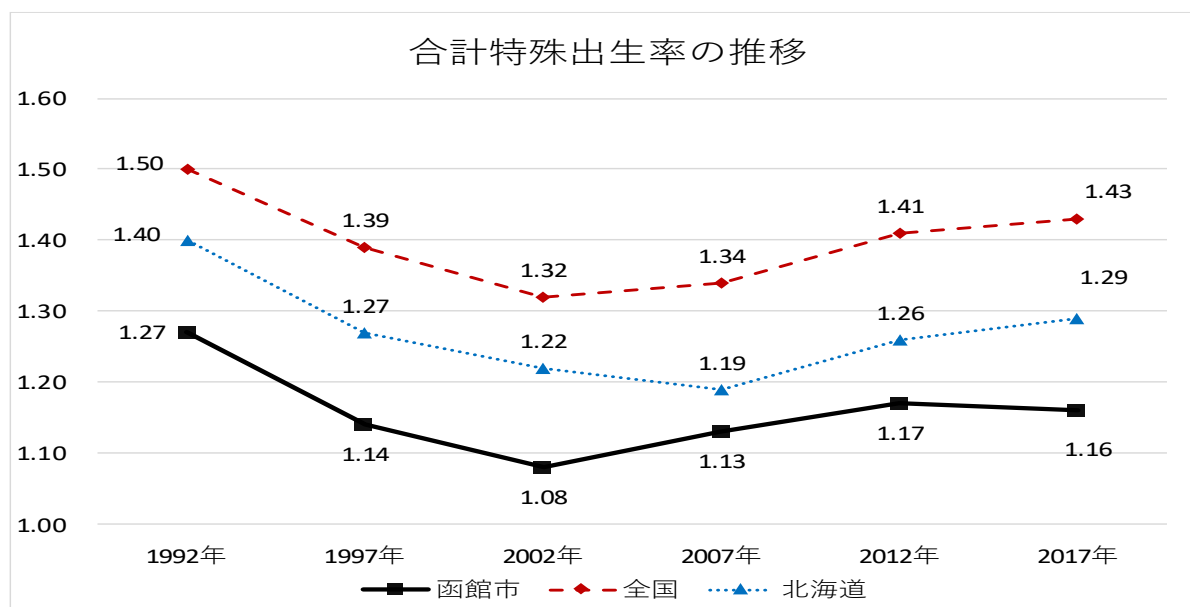
【資料】総務省「国勢調査」



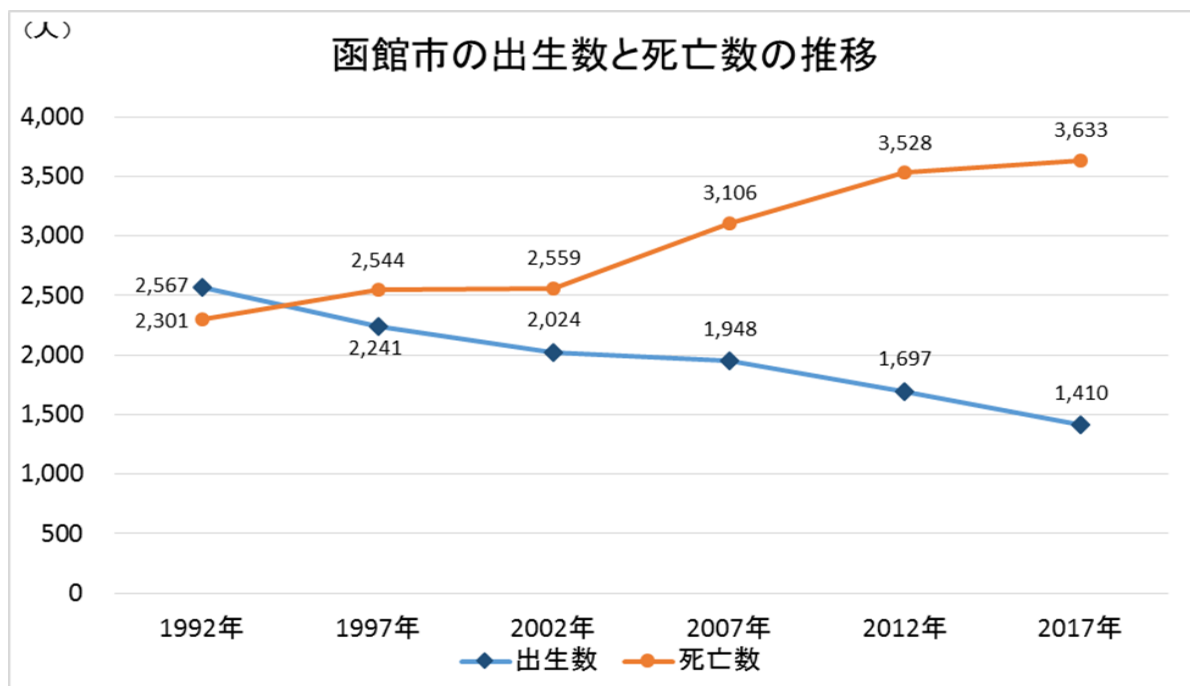
【資料】総務省「国勢調査」

### (3) 出生数と死亡数の状況

本市の合計特殊出生率（15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女性が一生の間に産む子どもの数に相当する数値）は 2002 年（平成 14 年）以降上昇傾向にありましたが、2017 年（平成 29 年）には減少に転じ、子どもを産み育てる世代の人口が減少していることにより出生数は減少し、1997 年（平成 9 年）以降死亡数が出生数を上回る状態が続いています。



【資料】市立函館保健所「函館市の人口動態」

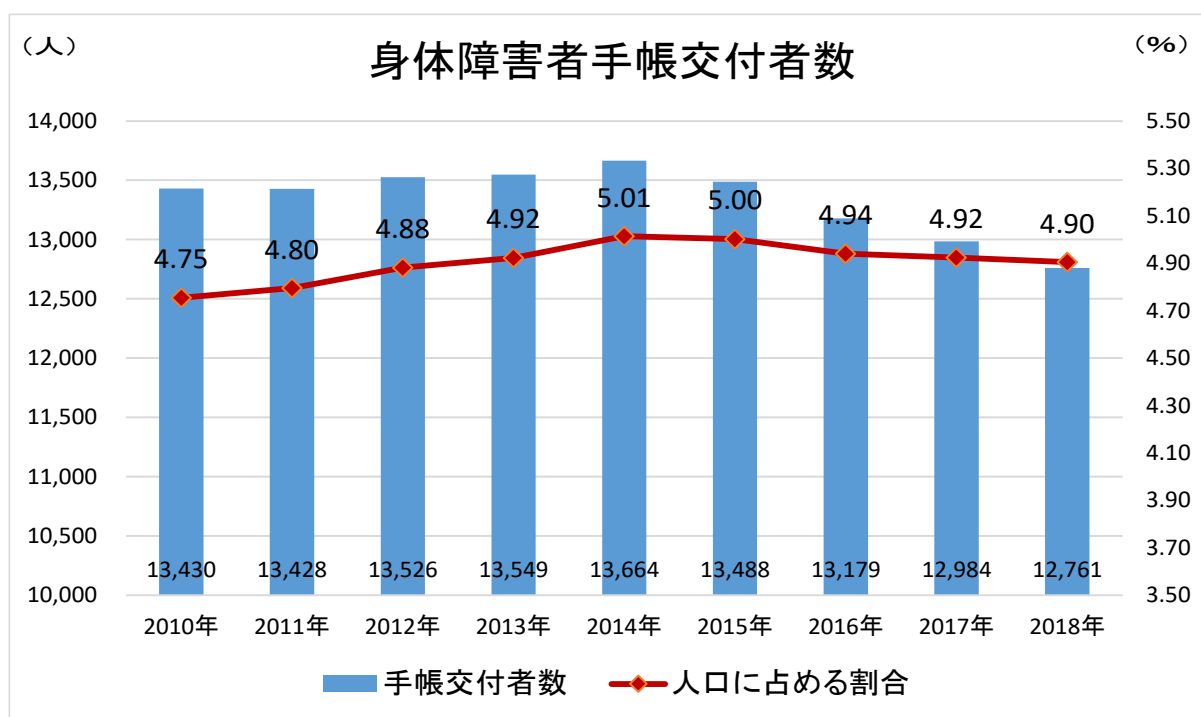


【資料】市立函館保健所「函館市の人口動態」

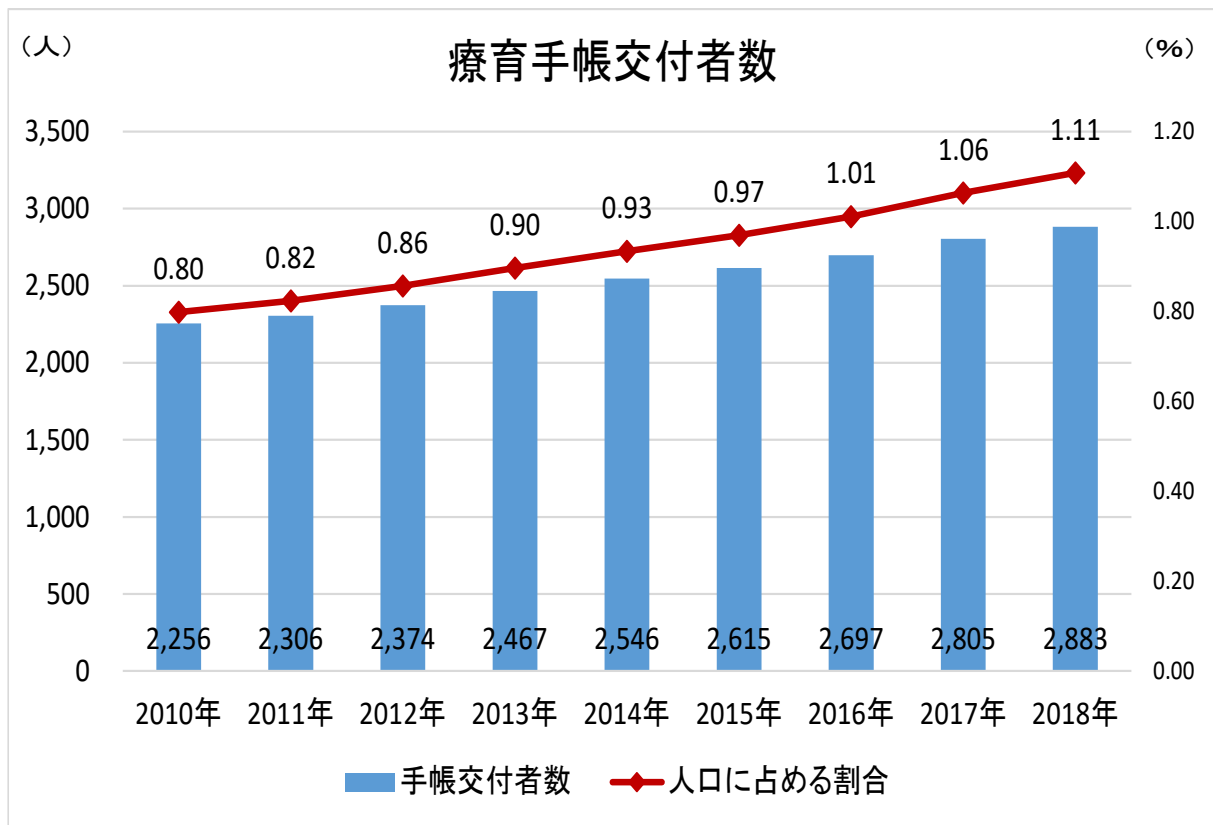
#### （４）障がい者の状況

本市の身体障害者手帳（身体の各機能に永続する障がいがあり，身体障害者福祉法別表に掲げる障がいに該当する方が対象：障がいの程度１～６級）交付者数は，２０１４年（平成２６年）をピークに減少していますが，療育手帳（知能指数が判定の結果一定の基準を下回る方が対象：障がいの程度Ａ・Ｂ），

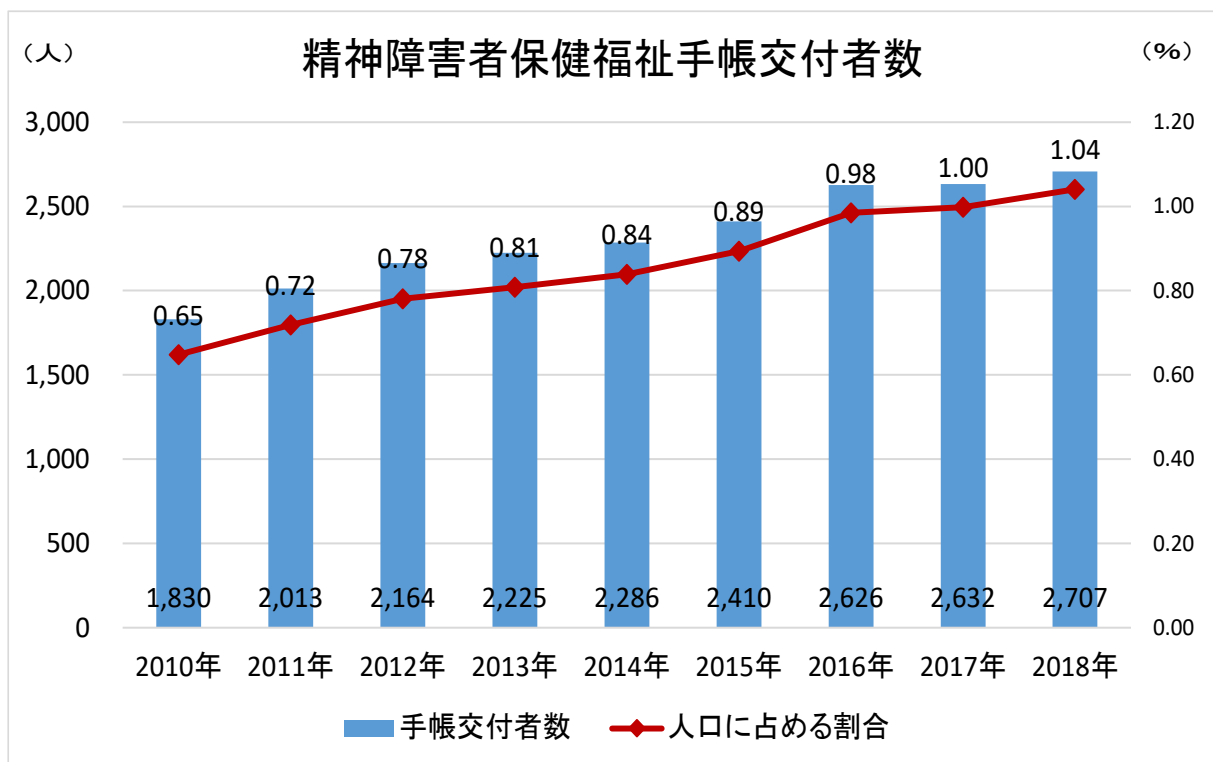
精神障害者保健福祉手帳（精神疾患を有する方のうち，精神障がいのため長期にわたり日常生活または社会生活に制約のある方が対象：障がいの程度（１～３級））の交付者数は年々増加しています。



【資料】函館市「保健福祉部の概要」



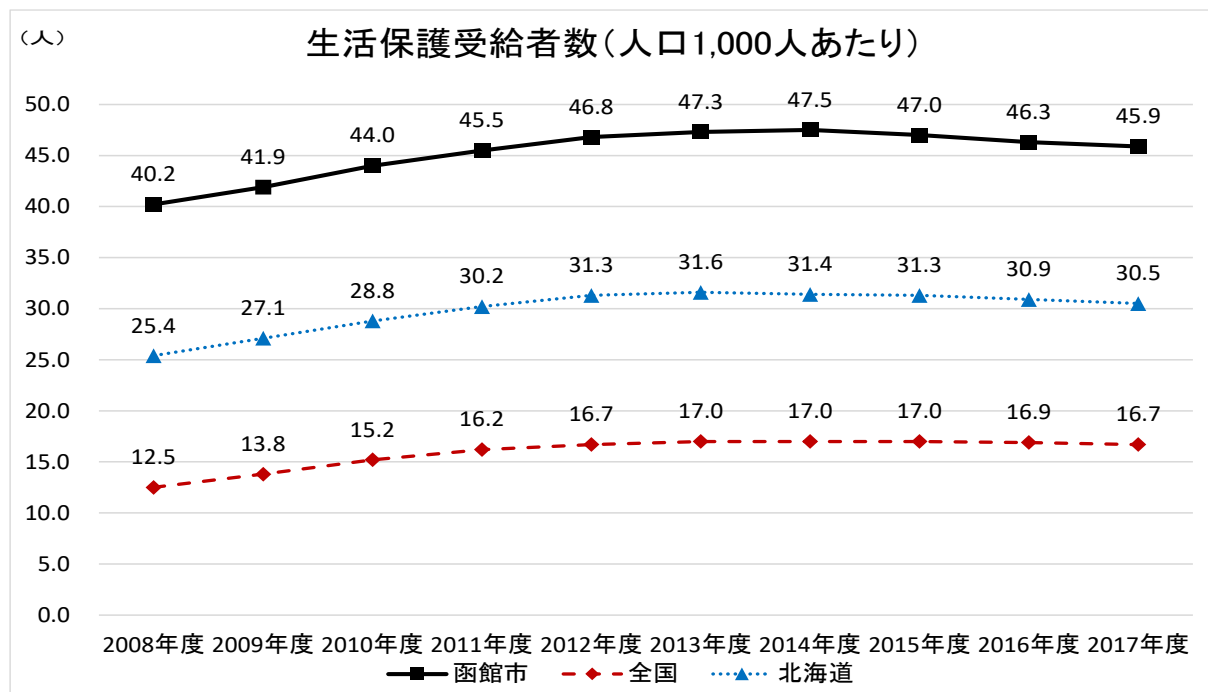
【資料】函館市「保健福祉部の概要」



【資料】函館市「保健福祉部の概要」

### (5) 生活保護受給者数の状況

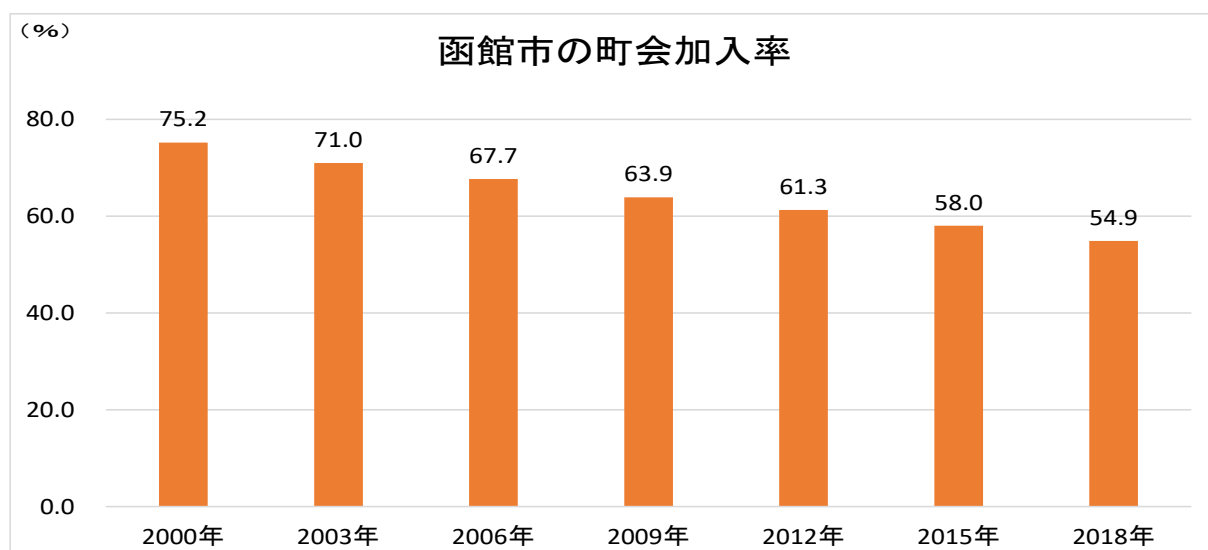
本市の生活保護受給者数は、全国および全道と比較して高い水準で推移しています。



【資料】函館市「生活保護の動向」

### (6) 町会加入率の状況

本市の町会加入率は年々減少しており、2018年（平成30年）では54.9%となっています。

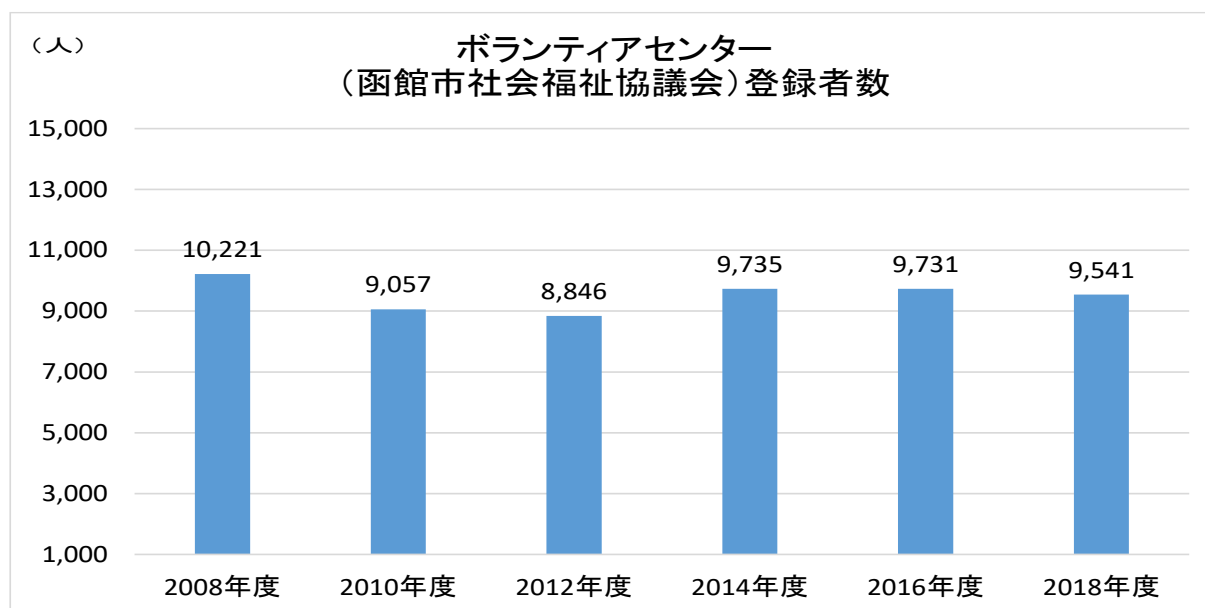


【資料】函館市

## (7) ボランティア登録者の状況

函館市社会福祉協議会が設置するボランティアセンターの登録者数は、近年ほぼ横ばいとなっています。

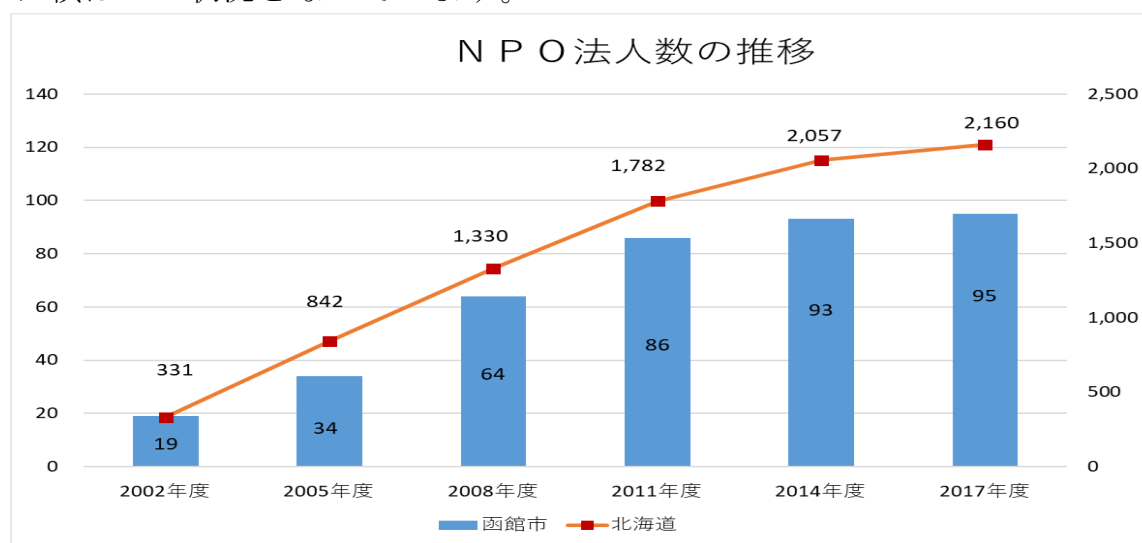
そのほか、本市が2014年度（平成26年度）より開始した「介護支援ボランティアポイント事業」や、2016年度（平成28年度）より開始した「くらしのサポーター養成研修」によるボランティア登録者数は2017年度（平成29年度）末現在で計495名おり年々増加しています。



【資料】函館市社会福祉協議会

## (8) NPO法人の状況

本市のNPO法人数は、制度創設以降年々増加しておりますが、近年はほぼ横ばいの状況となっています。

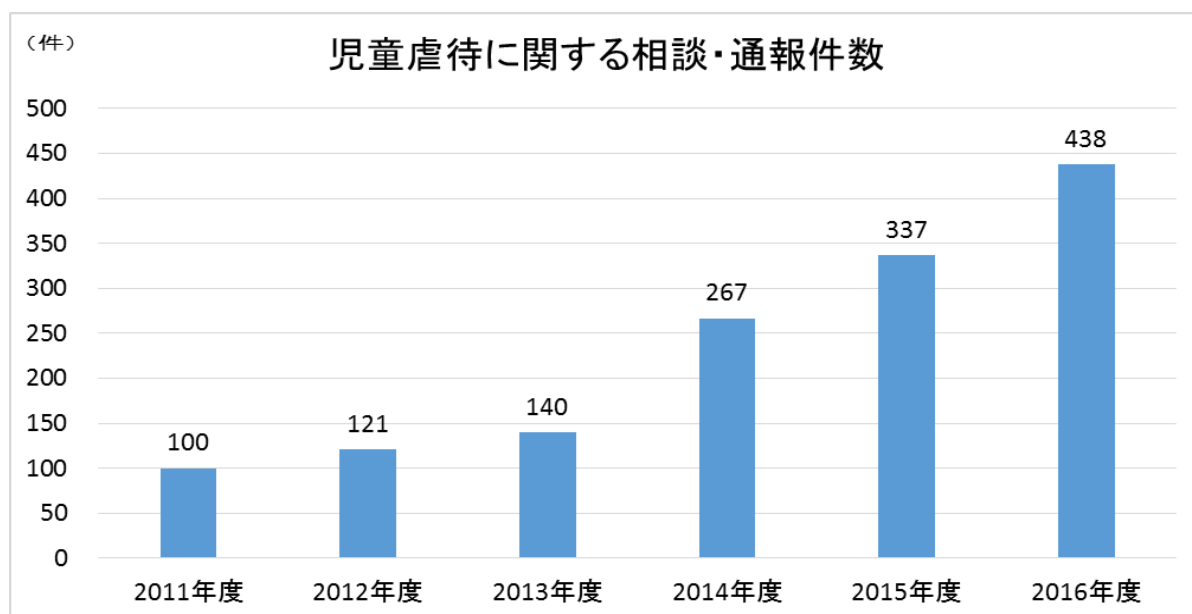


【資料】北海道「北海道市民活動団体情報提供システム」

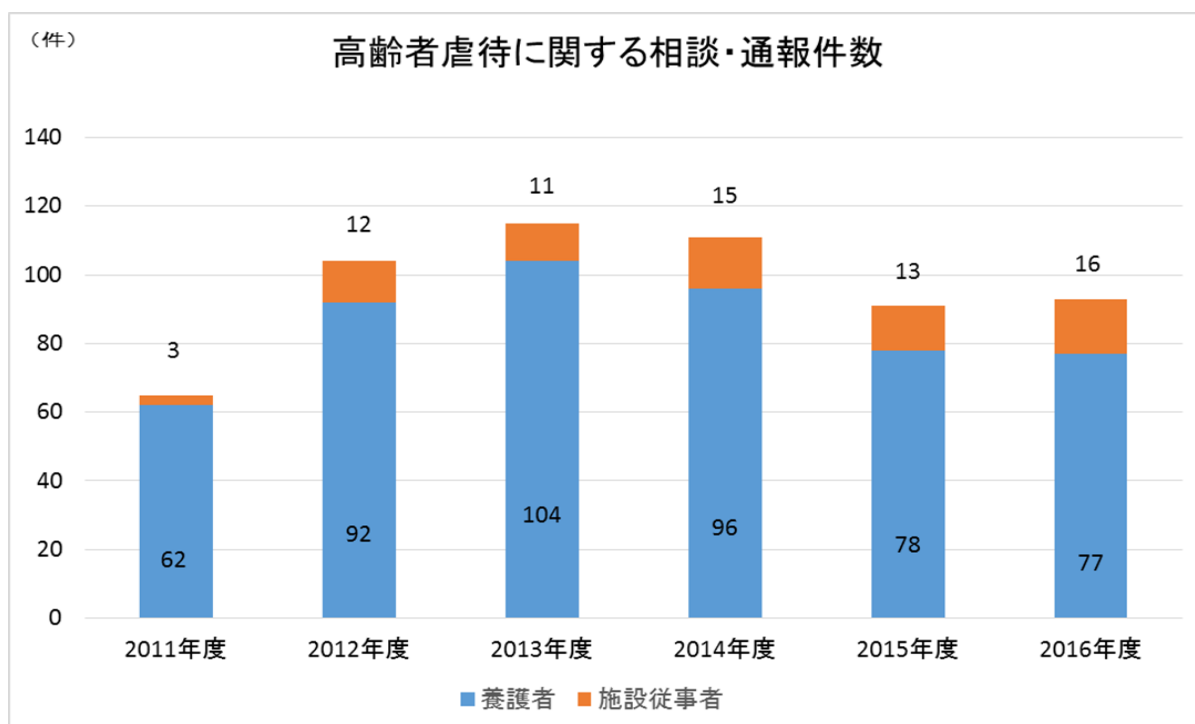
### (9) 虐待に関する状況

児童虐待に関する相談・通報件数は増加しており、地域社会の虐待に関する意識の向上等による増加と考えられます。一方、高齢者虐待については、減少傾向となっています。

また、障がい者に関する相談・通報件数は年間 10 件前後でほぼ横ばいとなっています。



【資料】函館児童相談所「平成 29 年度版業務概要」



【資料】函館市「函館市要援護高齢者・障がい者対策協議会資料」

## 2 計画策定のための取組

---

### (1) 地域福祉懇談会

#### ① 開催目的

第3次函館市地域福祉計画に基づき、地域福祉の理念の普及に努めるとともに、地域福祉活動の取組状況や課題について意見交換を行うため開催しました。

#### ② 開催時期

2017年（平成29年）7月～12月

#### ③ 開催地区

第8次函館市高齢者保健福祉計画・第7期函館市介護保険事業計画の日常生活圏域（東央部第2地区は広域のため2回，東部4支所管内は地区ごとに開催）において開催しました（全14回）。

#### ④ 参集対象

町会役員，在宅福祉委員，民生委員・児童委員，小中学校関係者（PTA含む），地域包括支援センター職員，地域福祉コーディネーター，高校生，大学生，地域福祉活動団体等

#### ⑤ 主な意見

地域福祉活動では，担い手の高齢化や後継者不足により活動を縮小せざるを得ないことのほか，特定の役員や参加者のみでの集まりが多く，世代間の交流ができていないことなどが，多くの地域から意見として出されました。

また，支援が必要と思われる人の早期発見や支援拒否も課題として挙げられ，対応としてはアウトリーチ（※1）の実施，訪問を希望しない高齢者等に対しては，家の様子を気にかけるなどの方法が有効との意見もありました。

#### ※1 アウトリーチとは

援助が必要であるにも関わらず，自発的に申し出をしない人々に対して，公的機関などが積極的に働きかけて支援の実現をめざすこと。

## （２）地域福祉に関する意識調査

近所に住んでいる方への関心や望ましいと思う関係性について、世代間による考え方の違いが顕著に表れており、年齢が低くなるほど挨拶程度の軽い付き合いを望んでいることが見受けられます（P 19-イ参照）。

また、若い世代の方は、ボランティアや地域活動に参加しない理由として、時間的な余裕がないことのほか、活動に関する知識や情報、始めるきっかけがないことを挙げており、情報提供やきっかけづくりの必要性が明らかになりました（P 22-オ参照）。

さらに、企業における地域貢献活動への取組については、約 80%の企業が何らかの地域貢献活動に取り組んでおり、また、多くの企業は行政、市民団体等との協働を望んでいると回答しています（P 24-キ、P 25-ケ参照）。

### ① 調査目的

市民および企業の地域福祉に関する意識や取組状況を調査することにより、本市における課題や問題点を整理し、第 4 次函館市地域福祉計画および第 6 期地域福祉実践計画に反映させるため実施しました。

### ② 調査実施時期

2018 年（平成 30 年）5 月～7 月

### ③ 調査内容

日常的な近所付き合いをはじめ、地域における福祉活動等への参加状況や福祉施策に対する認知度等について調査しました。

### ④ 調査方法

無記名、選択式（一部自由記述）によるアンケート用紙を郵送配布・回収および町会、学校を通じ配布・回収しました。

### ⑤ 調査対象

ア 個人：

- 一 一般 20 歳以上 60 歳未満の市民を住民基本台帳より無作為抽出 2,000 名  
60 歳以上の町会加入の市民 市内全 183 町会×6 名＝ 1,098 名  
計 3,098 名

|            |
|------------|
| 函館大妻高等学校   |
| 北海道教育大学函館校 |
| 函館大学       |
| 函館大谷短期大学   |
| 函館臨床福祉専門学校 |

イ 企業等：従業員数が概ね 30 名以上の市内事業所を無作為抽出

150 事業所

#### ⑥ 回答数

ア 個人：一般 1,224 名（回答率 39.5%）

学 生 96 名（回答率 91.4%）

イ 企業等：84 事業所（回答率 56.0%）

#### ⑦ 調査結果報告書

学校法人野又学園 函館大学 准教授 大橋美幸氏，国立大学法人北海道教育大学函館校 准教授 外崎紅馬氏の協力により作成しました。

#### ⑧ 主な調査結果

「地域福祉に関する意識調査」（一般用）

ア あなたは，隣近所にどのような人が住んでいるか知っていますか？

《一つだけ○》

(人)

| 区 分       | 年 齢           |               |               |               |                 |
|-----------|---------------|---------------|---------------|---------------|-----------------|
|           | 20～39 歳       | 40～64 歳       | 65～74 歳       | 75 歳以上        | 合 計             |
| よく知っている   | 13<br>7.0%    | 54<br>11.7%   | 134<br>43.8%  | 105<br>44.9%  | 306<br>25.8%    |
| ある程度知っている | 91<br>49.2%   | 295<br>64.0%  | 161<br>52.6%  | 121<br>51.7%  | 668<br>56.3%    |
| ほとんど知らない  | 66<br>35.7%   | 99<br>21.5%   | 11<br>3.6%    | 8<br>3.4%     | 184<br>15.5%    |
| まったく知らない  | 15<br>8.1%    | 13<br>2.8%    | 0<br>0.0%     | 0<br>0.0%     | 28<br>2.4%      |
| 合 計       | 185<br>100.0% | 461<br>100.0% | 306<br>100.0% | 234<br>100.0% | 1,186<br>100.0% |

イ あなたは、隣近所との付き合いでどのような関係が一番良いと思いますか？《一つだけ○》 (人)

| 区 分                | 年 齢           |               |               |               |                 |
|--------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-----------------|
|                    | 20～39 歳       | 40～64 歳       | 65～74 歳       | 75 歳以上        | 合 計             |
| 普段から何でも話したり協力できる関係 | 31<br>16.8%   | 118<br>25.9%  | 160<br>52.6%  | 137<br>58.8%  | 446<br>37.9%    |
| 何かあったときだけ協力し合える関係  | 56<br>30.3%   | 158<br>34.6%  | 93<br>30.6%   | 64<br>27.5%   | 371<br>31.5%    |
| 挨拶程度の軽い付き合い        | 83<br>44.9%   | 158<br>34.6%  | 50<br>16.4%   | 31<br>13.3%   | 322<br>27.3%    |
| 交流は特に必要ない          | 14<br>7.5%    | 21<br>4.6%    | 1<br>0.4%     | 1<br>0.4%     | 37<br>3.1%      |
| その他                | 1<br>0.5%     | 1<br>0.3%     | 0<br>0.0%     | 0<br>0.0%     | 2<br>0.2%       |
| 合 計                | 185<br>100.0% | 456<br>100.0% | 304<br>100.0% | 233<br>100.0% | 1,178<br>100.0% |

ウ あなたが居住している地域では，どのような生活課題があると思いますか？ 《あてはまる番号すべてに○》 (人)

| 区 分                        | 人 数<br>パーセント ( $n=1,224$ ) |
|----------------------------|----------------------------|
| あいさつなど隣近所との付き合いが少ない        | 190<br>15.5%               |
| 子どもや若者が少ない                 | 700<br>57.2%               |
| 人が集まれるような催しが少ない            | 284<br>23.2%               |
| 地域の情報が入ってこない               | 194<br>15.8%               |
| 空き家が増えた                    | 401<br>32.8%               |
| 人が集まれるような拠点がない             | 192<br>15.7%               |
| 何か困ったことがあった場合の相談先が少ない      | 175<br>14.3%               |
| 高齢者，子ども，若者など世代間での交流が少ない    | 444<br>36.3%               |
| 見守りや雪かきなど何らかの手助けが必要な世帯が増えた | 524<br>42.8%               |
| 暗い夜道など危険な場所が増えた            | 146<br>11.9%               |
| 外出の際の交通機関が少ない              | 298<br>24.3%               |
| 近所に買い物できる場所が少ない            | 317<br>25.9%               |
| 働く場所が少ない                   | 229<br>18.7%               |
| わからない                      | 105<br>8.6%                |
| その他                        | 26<br>2.1%                 |

エ あなたはボランティアや地域活動に参加したことがありますか？

《一つだけ○》

(人)

| 区 分                  | 年 齢           |               |               |               |                 |
|----------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-----------------|
|                      | 20～39 歳       | 40～64 歳       | 65～74 歳       | 75 歳以上        | 合 計             |
| 積極的に参加している           | 3<br>1.6%     | 41<br>8.9%    | 166<br>54.4%  | 130<br>56.0%  | 340<br>28.8%    |
| 時々参加している             | 11<br>5.9%    | 67<br>14.6%   | 96<br>31.5%   | 65<br>28.0%   | 239<br>20.2%    |
| これから機会があれば参加してみたい    | 26<br>14.1%   | 49<br>10.7%   | 9<br>3.0%     | 3<br>1.3%     | 87<br>7.4%      |
| 以前参加していたが、現在は参加していない | 22<br>11.9%   | 56<br>12.2%   | 10<br>3.3%    | 19<br>8.2%    | 107<br>9.1%     |
| 参加したことがない            | 123<br>66.5%  | 246<br>53.6%  | 24<br>7.8%    | 15<br>6.5%    | 408<br>34.5%    |
| 合 計                  | 185<br>100.0% | 459<br>100.0% | 305<br>100.0% | 232<br>100.0% | 1,181<br>100.0% |

オ 「以前参加していたが、現在は参加していない」，「参加したことがない」人のボランティアや地域活動に参加しない理由

《あてはまる番号すべてに○》

(人)

| 区 分                    | 年 齢                |                    |                   |                  |
|------------------------|--------------------|--------------------|-------------------|------------------|
|                        | 20～39 歳<br>(n=145) | 40～64 歳<br>(n=303) | 65～74 歳<br>(n=34) | 75 歳以上<br>(n=34) |
| 時間的な余裕がないから            | 105<br>72.4%       | 214<br>70.6%       | 14<br>41.2%       | 9<br>26.5%       |
| 経済的な余裕がないから            | 32<br>22.1%        | 50<br>16.5%        | 4<br>11.8%        | 2<br>5.9%        |
| 健康や体力面の心配があるから         | 10<br>6.9%         | 49<br>16.2%        | 13<br>38.2%       | 25<br>73.5%      |
| 一緒に活動する仲間がいないから        | 30<br>20.7%        | 53<br>17.5%        | 3<br>8.8%         | 2<br>5.9%        |
| 地域にボランティアや地域活動の団体がないから | 17<br>11.7%        | 16<br>5.3%         | 3<br>8.8%         | 3<br>8.8%        |
| 活動に関する知識や情報がないから       | 49<br>33.8%        | 77<br>25.4%        | 6<br>17.6%        | 4<br>11.8%       |
| 始めるきっかけがないから           | 42<br>29.0%        | 77<br>25.4%        | 6<br>17.6%        | 7<br>20.6%       |
| 既に活動をしている人の中に加わりづらいから  | 13<br>9.0%         | 20<br>6.6%         | 1<br>2.9%         | 1<br>2.9%        |
| 人づきあいが苦手だから            | 28<br>19.3%        | 61<br>20.1%        | 5<br>14.7%        | 2<br>5.9%        |
| 人づきあいがわずらわしいから         | 19<br>13.1%        | 37<br>12.2%        | 4<br>11.8%        | 0<br>0.0%        |
| 自分のことは自分で何とかすべきだと思うから  | 2<br>1.4%          | 8<br>2.6%          | 3<br>8.8%         | 5<br>14.7%       |
| 興味・関心がないから             | 25<br>17.2%        | 48<br>15.8%        | 4<br>11.8%        | 1<br>2.9%        |
| その他                    | 1<br>0.7%          | 0<br>0.0%          | 0<br>0.0%         | 1<br>2.9%        |

カ 次の法律・制度・条例や活動内容について知っていますか？

《あてはまる番号に○》

(人)

| 区 分                  | よく知っている<br>(n=1, 224) | ある程度知っている<br>(n=1, 224) | ほとんど知らない<br>(n=1, 224) | 全く知らない<br>(n=1, 224) | 未記入<br>(n=1, 224) |
|----------------------|-----------------------|-------------------------|------------------------|----------------------|-------------------|
| 障害者差別解消法             | 30<br>2. 5%           | 290<br>23. 7%           | 465<br>38. 0%          | 342<br>27. 9%        | 97<br>7. 9%       |
| 育児・介護休業法             | 97<br>7. 9%           | 525<br>42. 9%           | 351<br>28. 7%          | 163<br>13. 3%        | 88<br>7. 2%       |
| 成年後見制度利用促進法          | 80<br>6. 5%           | 355<br>29. 0%           | 403<br>32. 9%          | 299<br>24. 4%        | 87<br>7. 1%       |
| 再犯防止促進法              | 29<br>2. 4%           | 192<br>15. 7%           | 506<br>41. 3%          | 393<br>32. 1%        | 104<br>8. 5%      |
| 函館市社会福祉協議会           | 245<br>20. 0%         | 415<br>33. 9%           | 281<br>23. 0%          | 224<br>18. 3%        | 59<br>4. 8%       |
| 函館市成年後見センター          | 69<br>5. 6%           | 237<br>19. 4%           | 426<br>34. 8%          | 396<br>32. 4%        | 96<br>7. 8%       |
| 市民後見人                | 61<br>5. 0%           | 240<br>19. 6%           | 435<br>35. 5%          | 394<br>32. 2%        | 94<br>7. 7%       |
| 生活困窮者自立支援制度          | 70<br>5. 7%           | 321<br>26. 2%           | 464<br>37. 9%          | 285<br>23. 3%        | 84<br>6. 9%       |
| 地域包括支援センター           | 296<br>24. 2%         | 405<br>33. 1%           | 233<br>19. 0%          | 223<br>18. 2%        | 67<br>5. 5%       |
| 町会                   | 509<br>45. 3%         | 411<br>36. 6%           | 191<br>17. 0%          | 74<br>6. 6%          | 39<br>3. 5%       |
| 民生委員・児童委員            | 349<br>28. 5%         | 426<br>34. 8%           | 241<br>19. 7%          | 153<br>12. 5%        | 55<br>4. 5%       |
| 在宅福祉委員               | 299<br>24. 4%         | 241<br>19. 7%           | 358<br>29. 2%          | 262<br>21. 4%        | 64<br>5. 2%       |
| 障害者相談員               | 63<br>5. 1%           | 280<br>22. 9%           | 481<br>39. 3%          | 305<br>24. 9%        | 95<br>7. 8%       |
| 保護司                  | 161<br>13. 2%         | 401<br>32. 8%           | 322<br>26. 3%          | 270<br>22. 1%        | 70<br>5. 7%       |
| 子ども食堂                | 87<br>7. 1%           | 424<br>34. 6%           | 348<br>28. 4%          | 286<br>23. 4%        | 79<br>6. 5%       |
| はこだて若者<br>サポートステーション | 22<br>1. 8%           | 122<br>10. 0%           | 499<br>40. 8%          | 491<br>40. 1%        | 90<br>7. 4%       |
| 函館いのちのホットライン         | 53<br>4. 3%           | 328<br>26. 8%           | 418<br>34. 2%          | 338<br>27. 6%        | 87<br>7. 1%       |
| 地域福祉コーディネーター         | 33<br>2. 7%           | 172<br>14. 1%           | 475<br>38. 8%          | 447<br>36. 5%        | 97<br>7. 9%       |
| 社会を明るくする運動           | 99<br>8. 1%           | 237<br>19. 4%           | 386<br>31. 5%          | 421<br>34. 4%        | 81<br>6. 6%       |
| 函館市福祉のまちづくり条例        | 47<br>3. 8%           | 241<br>19. 7%           | 473<br>38. 6%          | 382<br>31. 2%        | 81<br>6. 6%       |

「地域福祉に関する意識調査」（企業用）

キ 貴社は、地域貢献活動に取り組まれていますか？《一つだけ○》  
（付近の清掃や植栽等の美化活動など、地域での身近な活動も含みます。）

(社)

| 区 分                    | 企 業 数        |
|------------------------|--------------|
| 現在、取り組んでいる             | 67<br>79.8%  |
| 今後、取り組んでいくため検討中        | 1<br>1.2%    |
| 以前取り組んでいたが、現在は取り組んでいない | 3<br>3.6%    |
| 今のところ取り組む予定はない         | 7<br>8.3%    |
| 未定                     | 5<br>6.0%    |
| 未記入                    | 1<br>1.1%    |
| 合 計                    | 84<br>100.0% |

ク 貴社において、地域貢献活動に対し活発に取り組むためにはどのような方策が必要だと思いますか？《あてはまる番号すべてに○》

(社)

| 区 分                    | 企 業 数<br>( <i>n</i> =84) |
|------------------------|--------------------------|
| 活動する際に必要な手法などの情報提供の充実  | 38<br>45.2%              |
| 活動に関する相談窓口の充実          | 15<br>17.9%              |
| 企業同士が情報交換できる場の設定       | 12<br>14.3%              |
| 実際に活動できる場の情報提供         | 24<br>28.6%              |
| 企業と市民団体を結ぶコーディネート機能の充実 | 17<br>20.2%              |
| 資金提供や寄付を行える仕組みづくり      | 12<br>14.3%              |
| わからない                  | 9<br>10.7%               |
| その他                    | 0<br>0.0%                |

ケ 貴社が地域貢献活動に取り組む場合、どのような形態が良いと思いますか？《一つだけ○》

(社)

| 区 分               | 企 業 数        |
|-------------------|--------------|
| それぞれの企業が単独で行う     | 14<br>16.7%  |
| 複数の企業が協力して行う      | 6<br>7.1%    |
| 企業と市民団体等が協働で行う    | 7<br>8.3%    |
| 企業と行政が協働で行う       | 11<br>13.1%  |
| 企業・行政・市民団体等が協働で行う | 39<br>46.4%  |
| わからない             | 6<br>7.2%    |
| その他               | 0<br>0.0%    |
| 未記入               | 1<br>1.2%    |
| 合 計               | 84<br>100.0% |

## IV 地域福祉計画の基本理念および基本目標

### 1 地域福祉計画の基本理念

本市では、これまで国が策定指針で示してきた（１）住民参加，（２）共に生きる社会づくり，（３）男女共同参画，（４）福祉文化の創造の４つの理念を基本理念として掲げ，地域福祉の推進を図ってきました。

2017年（平成29年）6月に改正された社会福祉法（2018年（平成30年）4月1日施行）を踏まえ，国からは，これまでの基本理念の視点を大切にしながら，さらに社会的孤立や排除をなくし，誰もが役割を持ち活躍できる「地域共生社会」の重要性が示されましたが，この実現のためには，地域住民等，支援関係機関および行政が今まで以上に連携・協働し，地域生活課題を「我が事」として捉え，「丸ごと」受け止めながら解決に向け努力することが重要となります。

そのため，本計画における基本理念は，これまで掲げていた４つの理念を踏まえ，さらに「地域共生社会」実現に向けた取組を進めるため，誰もがわかりやすい表現に改めました。

- ・ **基本理念 「みんなで創る地域共生社会」**  
～誰もが笑顔で自分らしく暮らせる地域づくり～

### 2 地域福祉計画の基本目標

本計画では，基本理念実現のため，地域福祉懇談会や意識調査で把握した市の現状などを勘案したうえで，本市として地域福祉を推進するために必要な３つの基本目標を定め，それぞれの目標を達成するための施策を推進することとします。

#### ～ 基本目標１ 「人と人がつながる地域づくり」 ～

少子・高齢化の傾向が今後も進むと見込まれているなか，世代間交流の重要性が地域福祉懇談会で課題として挙げられ，意識調査では，年齢が低くなるほど「隣近所にどのような人が暮らしているのか知らない」や「隣近所とは軽い付き合いを望んでいる」といった回答の割合が高くなるなど（P18-ア，P19-イ参照），地域のつながりが薄れていくことが懸念されています。

そのため，世代を問わず地域住民等のつながりを築くことが，地域生活課題の把握や住民主体による課題解決に結びつくと考えられることから，「人と人がつながる地域づくり」を１つ目の基本目標に定めます。

## ～ 基本目標 2 「安心して暮らせる地域づくり」 ～

高齢者世帯の増加など日常的な見守りや支援が必要な世帯が増えていくと考えられますが、意識調査では、「地域の中で何らかの手助けが必要な世帯が増えている」ことが地域生活課題として多く挙げられ（P20-ウ参照），また地域福祉懇談会においても支援が必要と思われる方の早期発見や支援拒否に対する対応について意見が出されています。

地域の中で不安や課題を抱えている方に必要な支援を届けるためには、地域住民等がそれらの課題を早期発見し解決を図るとともに、地域住民等、支援関係機関および行政がそれぞれの役割を理解し連携を図ることで、必要な支援につなげる仕組みが必要なことから、「安心して暮らせる地域づくり」を2つ目の基本目標に定めます。

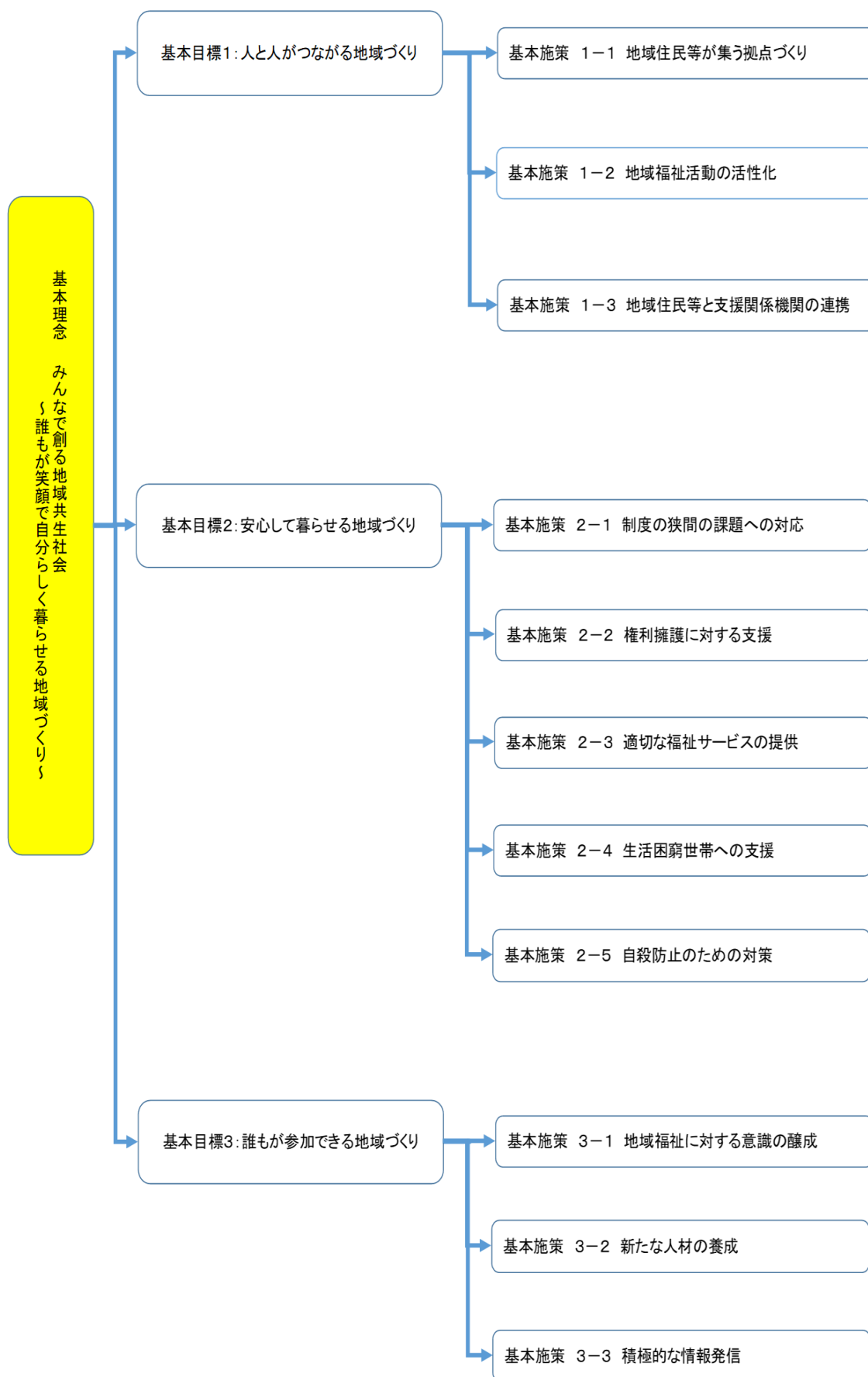
## ～ 基本目標 3 「誰もが参加できる地域づくり」 ～

地域生活課題が多様化し、支援を必要とする方が増加すると考えられるなか、地域福祉懇談会では地域での交流や支え合いの不足に対する懸念が出され、意識調査では年齢が低くなるほどボランティア等への参加が少ない結果となっています（P21-エ参照）。

また、地域福祉活動には、交流の場やボランティア等に参加することばかりではなく、近所の高齢者世帯の様子を気にかけるなど、身近でできる取組も数多くあります。

こうした活動に主体的に取り組む地域住民等を増やすためには、地域福祉に対する意識の醸成を図るとともに、誰もが活動に参加しやすい環境づくりが重要なことから、「誰もが参加できる地域づくり」を3つ目の基本目標に定めます。

### 3 施策の体系図



## V 基本目標1 人と人がつながる地域づくり

地域社会において人と人とのつながりを築くためには、地域で誰もが気軽に参加し、多くの世代が交流できるような拠点づくりがこれまで以上に重要です。

### 基本施策 1-1 地域住民等が集う拠点づくり

#### 現状と課題

本市は人口減少とともに高齢化が進み、外出が困難な高齢者の増加や核家族化の進行により世代間の交流が減少するなど、今後、地域のつながりがさらに薄れていくことのほか、地域に暮らす外国人が地域住民等と交流ができずに孤立してしまうことが懸念されています。

意識調査でも、世代間交流の少なさや、人が集まれる催しが少ないことなどが地域生活課題として挙げられています（P 20-ウ参照）。

さらに、これまで地域福祉活動を担ってきた町会でも、現在、加入者の減少や役員等の高齢化などにより、今までのような活動ができなくなることを危惧する声が増えています。

そのため、住民が主体となり、地域の中に誰もが気軽に集うことのできる拠点を創り出すとともに、活動場所を確保することが大切になります。

#### 施策の方向性

地域住民等が主体となり、町会館ではサロン活動や会食会、お寺では子ども食堂や誰もが楽しめる催しなど、人の集うことのできる拠点づくりの取組が始まっている地域があるほか、町会では、夏まつりや餅つきなど季節ごとの行事を通じて世代間交流が行われ、日吉町に整備した福祉コミュニティエリア内の多世代交流センターでは、ボランティア等と連携した図書コーナーの設置や、障がい者の就労継続支援事業所による製品販売などが行われています。

このような地域福祉活動は、気兼ねなく誰もが気軽に立ち寄れる重要な交流の拠点となっているため、これらの拠点づくりを促進するとともに、活動場所として地域にある既存施設の活用を推進を図ります。

#### ○拠点づくりの促進

地域福祉活動は、世代間の交流を活発にするとともに、地域のつながりを強めるための重要な取組となるので、このような活動を多くの地域に広めるため、社会福祉協議会と連携し、地域住民等が集う拠点づくりの促進を図ります。

### ○既存施設等の活用

地域で有効活用できる地域福祉活動の拠点として、小・中学校の空き教室、社会福祉施設、お寺や民間企業を含めた利用可能な施設などの発掘や情報提供に努めるとともに、町会、老人クラブおよび老人福祉センターで行っているサークル活動などの活性化を促進します。

また、多世代交流センターについては、子どもから高齢者まで誰もが集うことができる地域福祉の拠点として活用の促進を図ります。

### ○町会活動のあり方

若い世代の加入促進や活動の活性化について、関係部局と連携を図りながら引き続き調査・研究を進め、将来的な町会活動のあり方を検討します。

#### 町会活動の様子

町会活動の一例として、本通町会では防犯パトロール、清掃活動のほか、多世代が交流できる夏まつりの開催、近隣3町会と合同で町会対抗運動会や五稜郭周辺のウォーキングなどを実施しています。



#### 子ども食堂の様子

本市での最初の子どもの食堂の活動は、2016年（平成28年）5月に市内の八百屋店主が中心となり、町会館を会場として17名の子どもが参加し行われました。

現在は、町会やボランティアの協力のほか、食材については農家から提供いただくなどにより、月1回、子ども達と一緒に料理を作り、温かい食事をみんなで一緒に食べ、地域の大人と子どもがつながる場として、30名程度の子どもが参加しています。



## V 基本目標1 人と人がつながる地域づくり

地域社会において人と人のつながりを築くためには、住民一人ひとりの意識はもとより、地域福祉活動による日常的な結びつきが必要です。

### 基本施策 1-2 地域福祉活動の活性化

#### 現状と課題

地域福祉推進の中心的な役割を担う社会福祉協議会では、地域福祉コーディネーターを2名配置し、モデル地区を中心にサロン活動や会食会などの地域福祉活動の活動支援を行うとともに、在宅福祉委員会を町単位に組織しています。

また、地域生活課題に対する身近な相談先としては、民生委員・児童委員が地域住民等の一員として、課題の解決に向けた支援や福祉サービスへのつなぎ役として活動しているほか、在宅福祉委員とともに地域の高齢者や障がい者等に対して訪問による安否確認等を行っています。

さらに、市内10か所に設置している地域包括支援センターでは、地域住民等と連携しながら高齢者の相談・支援を総合的に行っています。

しかし、民生委員・児童委員、在宅福祉委員の高齢化等により、将来的な地域福祉活動の継続が難しくなっている状況があることから、新たな担い手の確保によりその活性化を促すことが重要です。

【本市における民生委員・児童委員数】( )は、うち主任児童委員数

(人)

| 区 分 | 男        | 女        | 計        | 割 合             |
|-----|----------|----------|----------|-----------------|
| 40代 | 11 (3)   | 12 (7)   | 23 (10)  | 3.3% (17.0%)    |
| 50代 | 25 (9)   | 68 (22)  | 93 (31)  | 13.2% (52.5%)   |
| 60代 | 94 (2)   | 224 (16) | 318 (18) | 45.2% (30.5%)   |
| 70代 | 110 (—)  | 159 (—)  | 269 (—)  | 38.3% (—)       |
| 計   | 240 (14) | 463 (45) | 703 (59) | 100.0% (100.0%) |

(2018年(平成30年)7月10日現在)

定数：710 充足率：99.01% (うち主任児童委員定数：60 充足率 98.33%)

## 施策の方向性

民生委員・児童委員，在宅福祉委員については，現在，多くの役割を担っていますが，高齢化が進んできていることから，地域福祉コーディネーターなどの効果的な活用により負担の軽減を図ることが必要です。

また，企業に対する意識調査では，約 80%の企業が何らかの地域貢献活動に取り組んでいます（P 24-キ参照）。さらに，地域貢献活動に取り組む場合に希望する形態としては，約 68%の企業が地域住民等や行政との協働を望んでいます（P 25-ケ参照）ので，これらの企業と連携することで地域福祉活動の活性化に努めます。

### ○地域資源の活用

地域福祉活動への取組が遅れている地域に対し，社会福祉協議会が地域福祉コーディネーターの派遣を働きかけるほか，地域包括支援センターに配置している生活支援コーディネーターの効果的な活用により，地域福祉活動の活性化を促し，新たな人材の養成（基本施策 3－2 参照）を推進することで担い手の確保にも努めます。

### ○企業との協働のあり方

企業と地域住民等および行政の役割分担を含め，地域福祉活動に対する効果的な協働のあり方を検討します。

| 地域福祉コーディネーターと生活支援コーディネーターの違い                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域福祉コーディネーター                                                                                                                                                                                                                                                                      | 生活支援コーディネーター                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施主体 函館市社会福祉協議会</li> <li>・配置人数 全市単位 2 人</li> </ul> <p>地域住民等と支援関係機関とのネットワークづくり，地域生活課題の解決を支援することを目的として，第 2 次函館市地域福祉計画の施策の一つとして掲げられ，専門的な支援が必要な地域住民に対して支援関係機関との連携，地域福祉活動で発見された課題の共有化，社会資源の活用検討や新たな地域福祉活動を始めるきっかけづくりなど，地域福祉活動の活動支援を行っています。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施主体 函館市</li> <li>・配置状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>第 1 層（全市単位） 1 人</li> <li>第 2 層（高齢者の日常生活圏域単位）<br/>地域包括支援センター 10 センター</li> </ul> </li> </ul> <p>高齢者が住み慣れた地域で，自分らしい暮らしを続けることができるよう，住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を構築するための施策のひとつとして，支援関係機関とのネットワークの構築，地域ニーズの把握や課題の抽出のほか，地域の助け合いの普及を促進します。</p> |

## 地域福祉コーディネーターの活動

- ・ 事業の実施主体 函館市社会福祉協議会

### 【経 過】

- ・ 2012 年度(平成 24 年度) 函館市社会福祉協議会に 2 名配置
- ・ 2012 年度(平成 24 年度)～2014 年度(平成 26 年度)  
モデル地区として万代町地域を指定
- ・ 2013 年度(平成 25 年度)～2015 年度(平成 27 年度)  
モデル地区として石川町地域を指定
- ・ 2015 年度(平成 27 年度)～2017 年度(平成 29 年度)  
モデル地区として青柳町地域を指定

### ○万代町モデル地区での主な活動

万代町地域は、モデル地区としての指定を受ける以前から地域福祉活動が活発に行われている地域でしたが、指定後は、高齢者に限らず多世代が集う拠点づくりに力を入れるとともに、学生との協働による広報紙の発行やバザーの開催による財源確保など活動の幅が広がりました。



### ○石川町モデル地区での主な活動

石川町地域は、市内でも子育て世代が多い地域であることから、町会、在宅福祉委員会等が中心となり、多世代が楽しめる交流サロンを年々開催回数を増やし実施するなど活動の幅が広がっています。



### ○青柳町モデル地区での主な活動

青柳町地域は、函館市地域交流まちづくりセンターや学生ボランティア等の連携により、単身高齢者の自宅周辺の除雪を行ったほか、町会や在宅福祉委員会が中心となり、気軽に集う場所づくりとして「サロン青柳」を開催しています。

毎年内容の充実を図ることで子どもの参加も増え、現在では世代間交流の場としても機能しています。



そのほか、地域福祉コーディネーターは、すべてのモデル地区において、地域包括支援センターと連携し、サロン活動の中で高齢者の健康相談を実施するほか、地域住民等との話し合いを通じて企画の立案や効率的な運営に対する助言、実施時のサポートなどを担うことで地域福祉活動の支援を行っています。

## V 基本目標1 人と人がつながる地域づくり

地域社会には、あらゆる分野の地域生活課題があり、また分野をまたぐ複合的な課題も多くなっていますが、それらの課題の解決に向けては、地域住民等と支援関係機関のつながりが重要となります。

### 基本施策 1-3 地域住民等と支援関係機関の連携

#### 現状と課題

本市では、社会福祉協議会や地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、民生委員・児童委員、在宅福祉委員会、町会などの連携が進んできており、自らが解決に向けた支援を行うことが困難な課題については、より専門的な支援関係機関につなぐネットワークが構築されてきていますが、地域住民等からは、地域にある課題についてどこに相談してよいかわからないという意見もあります。

そのため、地域社会で今後さらに増加すると考えられる地域生活課題の解決に向けて、地域住民等の見守りや支え合いなどにより、早期発見から適切な支援につなげるためには、地域住民等と支援関係機関のさらなる連携の強化が重要となります。

また、災害時の避難行動要支援者への対応については、地域における対象者の把握、日常からの見守り活動や様々な場面での支援体制の充実が必要となります。

#### 施策の方向性

地域生活課題の解決に向けては、地域住民等と支援関係機関の連携が重要となることから、その強化に向けた施策に取り組めます。

#### ○地域住民等と支援関係機関との連携体制の強化

本市では、市内の民間事業者等と地域見守り活動に関する協定を締結し、民間事業者等が業務中に支援や保護を求められた場合、または訪問先などで異変等を発見した際に、市に相談・通報することにより、迅速かつ適切な対応につなげられるよう協力体制の構築を図っています。

また、地域包括支援センター、成年後見センター、自立支援協議会などでは、それぞれ高齢者、判断能力が不十分な方、障がい者という対象者ごとに支援関係機関と連携を取りながら課題の解決に向けて取り組んでいるほか、医療・介護連携支援センターでは切れ目のないサービス提供体制を構築するため、

分野を超えて協働し、連携のしくみやルールづくりにも取り組んでいることから、今後さらにこれら連携体制の強化を図ります。

### ○身近な相談窓口の周知および連携体制の強化

地域住民等が身近な相談窓口に気軽に相談できるよう、窓口の役割や機能について周知に努めるとともに、分野をまたぐ課題についても各窓口の連携によって、適切な支援につながるよう体制の強化を図ります。

### ○支援関係機関の普及・啓発

地域住民等が支援関係機関に気軽に相談できるよう、その役割や機能について周知するとともに、どこへ相談しても関係機関の連携によって適切な支援に結びつく体制の強化を図ります。

### ○地域包括支援センターおよび自立相談支援機関（福祉拠点）の周知と

#### 地域住民等との連携

地域包括支援センターは、高齢者を対象とした地域包括ケアシステムの中核機関として総合的な相談支援業務を行っていますが、令和4年度（2022年度）から、生活困窮者等の相談窓口として自立相談支援機関を市内すべての地域包括支援センターに併設し、高齢者に限らず地域における様々な困りごとに対応する機能を備えた福祉拠点と位置づけたことから、今後においても市民への周知や地域住民等との連携強化を図ります。

### 災害時における避難行動要支援者への対応

高齢者や障がい者等については、防災知識の普及や災害時の情報提供、避難誘導、救護等防災の様々な場面において、その方の状況に応じたきめ細やかな対応が必要となることから、日常から地域住民等と連携を図りながら支援体制の充実に努めます。

とりわけ、災害発生時において、特に支援が必要な避難行動要支援者については、函館市地域防災計画における避難行動要支援者名簿やひとり暮らし高齢者等緊急通報システムなどに基づき行政や町会、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、福祉関係事業者等と連携し迅速な安否確認を行うとともに、避難所開設後については、避難している要支援者情報の把握や各避難所への相談窓口設置のほか、必要がある場合は福祉避難所を開設するなど適切な支援を行います。

## Ⅵ 基本目標2 安心して暮らせる地域づくり

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすためには、日常生活において地域住民等それぞれが抱えている、公的サービスに馴染まないような不安や課題を地域の中で早期に発見し、支援する仕組みが重要です。

### 基本施策 2-1 制度の狭間の課題への対応

#### 現状と課題

公的な福祉サービスについては、すでに対象者や分野ごとに整備が進んでいますが、地域社会では、公的サービスに馴染まないちょっとした困りごとや、分野ごとの支援関係機関の連携が必要となるような複合的な課題が顕在化しています。

これらを解決するためには、高齢者等に対する見守りや支え合いなどの支援、ひきこもりの方に対する状況に応じた支援や関係機関との連携、障がい者等の地域生活への移行の促進を図るうえで、差別や誤解をなくすための啓発などが大切になります。

また、罪を犯した矯正施設退所者等が、再犯をせず地域社会の一員として生活をしていくためには、従来より更生保護を担ってきた保護司をはじめとして地域住民等が連携し、必要な支援につなげる仕組みづくりが大切になります。

#### 施策の方向性

意識調査では、日常生活を営むうえで何らかの手助けが必要な方が増えているとの回答が多い（P20-ウ参照）ことがわかりますが、今後、地域では、公的サービスに馴染まないような地域生活課題がさらに増加していくおそれがあることから、その対応に向けた施策に取り組めます。

#### ○地域生活課題の把握等

高齢者の孤立を防ぎ、支援が必要な方を早期に把握するため、地域包括支援センターでは、高齢者宅を訪問し生活状況等の確認を行うとともに、地域住民等の参画により地域ケア会議を開催し、高齢者やその家族に対する支援の充実と、地域生活課題の把握等に取り組んでいます。

また民生委員・児童委員や在宅福祉委員会についても、高齢者世帯等の見守りや訪問安否確認を随時行っていることから、今後においても、支援の必要な人や課題の早期発見に努めます。

## ○障がい者への支援

障がい者が自立した日常生活や社会生活を送るための中核機関として基幹相談支援センターを、また各地域には相談支援事業所を設置し、地域の相談支援体制強化に努めるほか、地域社会へのスムーズな移行を図るため、地域住民等へ、障がいへの理解を深めるとともに差別の解消に向けた啓発活動に引き続き取り組みます。

### 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (障害者差別解消法)

障がいのある人もない人も、お互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会を目指すため、2016年(平成28年)4月に施行され、公共機関や事業者の障がいを理由とする不当な差別的な取り扱いの禁止や合理的配慮の提供を求める内容となっています。

## ○再犯防止に向けた取組

犯罪をした人等が社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員として地域に定着できるよう、本市における「地方再犯防止推進計画」を策定し、関係機関と連携・協力を図り支援に取り組みます。

### 再犯の防止等の推進に関する法律 (再犯防止推進法)

誰もが安全で安心して暮らせる社会を実現するため、犯罪した者等の円滑な社会復帰を促進すること等により再犯の防止につなげることが重要なことから、2016年(平成28年)12月に施行され、国と地方公共団体が連携し再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する内容となっています。

## 函館市再犯防止推進計画

この項目を、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づく、地方再犯防止推進計画として位置付け、以下の施策に取り組みます。

### 1 計画策定の趣旨

全国の刑法犯の認知件数は、1996年(平成8年)以降、毎年戦後最多を記録し、2002年(平成14年2,853,739件)をピークにその後減少を続け、2021年(令和3年568,104件)には戦後最低となりましたが、2022年(令和

4年)から再び増加傾向となっています。

刑法犯により検挙された人のうち、再犯者数は2007年(平成19年)以降毎年減少していますが、再犯者率については、初犯者数が大幅に減少していることもあり、1997年(平成9年)以降は上昇傾向となり、2021年(令和3年)からは減少に転じているものの、依然として検挙人員に占める再犯者の割合が高い状況が続いています。

このような状況のなか、安心安全なまちづくりの実現に向け再犯の防止等の取組を進めるため、国では2023年(令和5年)3月に「第二次再犯防止推進計画」を、北海道においても2024年(令和6年)3月に「第二次北海道再犯防止推進計画」を策定しており、本市においては2022年(令和4年)10月に「第4次函館市地域福祉計画」を地方再犯防止推進計画に位置づけたところです。

## 2 計画に基づく再犯防止施策の対象者

再犯防止推進法第2条第1項の規定に基づく「犯罪をした人等」(犯罪をした人または非行少年もしくは非行少年であった人をいう。)とします。

## 3 再犯防止を取り巻く状況

### 刑法犯認知件数および検挙人員のうちの再犯者数・再犯者率の推移

(単位:人)

| 区 分         |     | 刑法犯<br>認知件数 | 検挙人員    | うち再犯者  | 再犯者率  |
|-------------|-----|-------------|---------|--------|-------|
| 2019年(令和元年) | 全国  | 748,559     | 192,607 | 93,967 | 48.8% |
|             | 北海道 | 23,607      | 8,014   | 3,644  | 45.5% |
|             | 函館市 | 1,269       | —       | —      | —     |
| 2020年       | 全国  | 614,231     | 182,582 | 89,667 | 49.1% |
|             | 北海道 | 18,467      | 7,077   | 3,203  | 45.3% |
|             | 函館市 | 963         | —       | —      | —     |
| 2021年       | 全国  | 568,104     | 175,041 | 85,032 | 48.6% |
|             | 北海道 | 18,429      | 7,556   | 3,323  | 44.0% |
|             | 函館市 | 989         | —       | —      | —     |
| 2022年       | 全国  | 601,331     | 169,409 | 81,183 | 47.9% |
|             | 北海道 | 19,604      | 7,588   | 3,354  | 44.2% |
|             | 函館市 | 974         | —       | —      | —     |
| 2023年       | 全国  | 703,351     | 183,269 | —      | —     |
|             | 北海道 | 22,232      | 8,728   | —      | —     |
|             | 函館市 | 1,078       | —       | —      | —     |

(資料:法務省,函館保護観察所)

※「再犯者」とは、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。

## 保護観察終了時に無職である者の数等

(単位：人)

| 区 分                |     | 2019年<br>(令和元年) | 2020年<br>(令和2年) | 2021年<br>(令和3年) | 2022年<br>(令和4年) |
|--------------------|-----|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 保護観察終了者数<br>(総数)   | 全国  | 25,564          | 24,225          | 23,602          | 22,467          |
|                    | 北海道 | 780             | 747             | 790             | 750             |
|                    | 函館市 | 40              | 41              | 44              | 39              |
| 保護観察終了時に<br>無職である者 | 全国  | 5,444           | 6,075           | 5,653           | 5,534           |
|                    | 北海道 | 255             | 295             | 287             | 283             |
|                    | 函館市 | 5               | 5               | 8               | 10              |
| 割 合                | 全国  | 21.3%           | 25.0%           | 24.0%           | 24.6%           |
|                    | 北海道 | 32.7%           | 39.5%           | 36.3%           | 37.7%           |
|                    | 函館市 | 12.5%           | 12.2%           | 18.2%           | 25.6%           |

(資料：法務省、函館保護観察所)

※保護観察終了者数(総数)は、職業不詳の者を除く。

※終了時無職である者は、終了時職業が無職の者から、定収入のある者、学生等を除く。

※交通短期保護観察の対象者、更生指導の対象者および婦人補導院仮退院者を除く。

## 保護司の定数および充足率

(単位：人)

|                   |     | 2019年<br>(令和元年) | 2020年<br>(令和2年) | 2021年<br>(令和3年) | 2022年<br>(令和4年) | 2023年<br>(令和5年) |
|-------------------|-----|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 全国<br>(定数:52,500) | 現員数 | 47,245          | 46,763          | 46,358          | 46,705          | 46,956          |
|                   | 充足率 | 90.0%           | 89.1%           | 88.3%           | 89.0%           | 89.4%           |
| 北海道<br>(定数:3,560) | 現員数 | 3,106           | 3,089           | 3,045           | 3,029           | 3,073           |
|                   | 充足率 | 87.2%           | 86.8%           | 85.5%           | 85.1%           | 86.3%           |
| 函館市<br>(定数:250)   | 現員数 | 196             | 192             | 189             | 184             | 185             |
|                   | 充足率 | 78.4%           | 76.8%           | 75.6%           | 73.6%           | 74.0%           |

※各年1月1日現在

(資料：函館保護観察所)

#### 4 重点課題

法の理念，国および北海道の計画を踏まえ，本市の再犯防止等への取り組みにおける6つの重点課題を次のとおり定めます。

##### 重 点 課 題

- 1 就労・住居の確保への支援等
- 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- 3 地域における犯罪や非行の防止と学校等と連携した就学支援等
- 4 犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援等
- 5 民間協力者の活動および広報・啓発活動の促進等
- 6 地域による包摂を推進するための取組

#### 5 重点課題に対する取組

##### ○重点課題1 「就労・住居の確保への支援等」

再入者の約7割が再犯時に無職であるほか，約4人に1人が保護観察終了時に無職となっており，実際に雇用された後も人間関係のトラブル等から離職してしまう人も少なくなく，不安定な就労が再犯の要因の一つとなっています。

また，適切な帰住先の確保は地域社会の中で安定した生活を送るための欠かせない基盤ですが，満期釈放者の約4割は適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所していることから，安定した就労および住居の確保のため，保護観察対象者等への就労支援を行う企業に対する入札参加資格審査における優遇措置や生活困窮者自立支援制度における就労支援，住居確保給付金などによる支援に取り組めます。

##### ○重点課題2 「保健医療・福祉サービスの利用の促進等」

高齢者の2年以内再入率は他の世代に比べて高く，また，知的障害のある受刑者については，一般に再犯に至るまでの期間が短いことが明らかになっています。

そのため，国では矯正施設在所中から必要な指導等を実施するなど福祉的支援についての理解の促進等を図ってきたほか，矯正施設出所後に必要な福祉サービス等を受けられるよう地域生活定着支援センター等の関係機関と連携し，特別調整を実施してきましたが，福祉的支援が必要な方の的確な把握や支援の必要があるにもかかわらず，本人が希望しないため支援を受けていないなどの課題があることから，保護観察所などの関係機関と地域包括支援センター，自立相談支援機関，基幹相談支援センターなどの支援機関が連

携し適切な福祉サービス等の利用につなげます。

### ○重点課題3 「地域における非行や犯罪の防止と学校等と連携した就学支援等」

安心・安全なまちづくりを推進するには、将来を担う子どもたちの健全育成を図るとともに、地域による防犯活動など犯罪を未然に防ぐ活動が必要なことから、学校等と連携した街頭補導等による若年層の非行の防止のほか、生活道路等への街路灯の設置支援、特殊詐欺防止対策機器の設置・購入支援など地域における非行や犯罪の防止活動に取り組みます。

また、入所受刑者の33.8%は高等学校に進学しておらず、23.8%は高等学校を中途退学している状況にあることから、将来の自立を見据えた就学支援として、子どもの生活習慣の形成や高校進学、背景となる世帯全体への相談支援を含めた対応として、生活困窮世帯やひとり親世帯への学習支援に取り組みます。

### ○重点課題4 「犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援等」

出所受刑者における2年以内の再入率は、年齢等による傾向があるほか、各個人に着目しても心身の状況、家庭環境等、犯罪の背景にある事情は様々です。

再犯防止を進めるためには、このような個々の対象者の特性に応じた支援等が必要なことから、アルコールや薬物などの依存症当事者やその家族への回復支援のほか、悩みを抱えた若者等の就労支援や障がいを持った方への相談支援などに取り組みます。

### ○重点課題5 「民間協力者の活動および広報・啓発活動の促進等」

地域における再犯防止等の活動は、犯罪をした人等への指導・支援を行っている保護司や、社会復帰を支援するために幅広い活動を行っている更生保護女性会をはじめとする多くの民間ボランティアの協力により支えられています。

一方で、高齢化などにより保護司等の担い手が減少傾向にあるほか、地域社会のつながりが希薄化するなど社会環境の変化に加え、保護司活動に伴う不安や負担が大きいなど、担い手の確保が難しくなっていることから、更生保護サポートセンターの開設支援など保護司の面接場所確保や地区保護司会への財政および運営支援などの活動支援のほか、市民への理解と関心を広めるため、「社会を明るくする運動」の実施に対する支援・協力、市の発行する広報紙やSNSを活用した更生保護活動の周知・啓発などに取り組みます。

### ○重点課題6 「地域による包摂を推進するための取組」

犯罪をした人等が地域社会で孤立することなく、自立した社会生活を営む

ためには、地域のセーフティネットに包摂されることが重要となることから、「社会を明るくする運動」や「福祉のまちづくり推進委員会」の場を活用し知見、ノウハウ等について情報交換を行うなど、関係機関や民間協力者等とさらなる連携強化を図り安心・安全な地域社会の構築に努めます。



## Ⅵ 基本目標2 安心して暮らせる地域づくり

認知症高齢者等の増加や障がい者の地域生活への移行などの促進に伴い、判断能力の不十分な方に対する日常生活の支援や権利の擁護、また虐待の防止などを進めることが、誰もが安心して暮らせる地域社会につながります。

### 基本施策 2-2 権利擁護に対する支援

#### 現状と課題

本市では、認知症や知的・精神障がいなどの理由による判断能力の不十分な方を支援するため、成年後見制度における相談・支援のワンストップ窓口として函館市成年後見センターを開設したほか、制度利用のための費用助成や市長申立てなどを通じて制度の普及や利用促進を図ってきました。

また、子どもを含めた虐待の防止については、函館市障がい者虐待防止センター、函館市要保護児童対策地域協議会、函館市要援護高齢者・障がい者対策協議会、函館市配偶者等からの暴力対策関係機関協議会および函館性暴力被害防止対策協議会を設置し、関係機関との連携を強化しながら適切な対応に努めてきました。

近年、児童虐待の相談対応件数が増加していますが、この要因として市民意識の向上や児童が同居する家庭におけるドメスティックバイオレンス（面前DV）について、警察からの通告が増加したことなどが考えられています。

このように様々な権利擁護の施策が取り組まれている中で、成年後見制度の普及や利用促進については、意識調査の結果（P23-カ参照）や、制度の利用者数からもさらなる取組が必要な状況となっています。

#### 施策の方向性

高齢者や障がい者および子どもの権利擁護を図るためには、虐待防止に関する啓発や成年後見制度の適切な活用などが必要なことから、その対応に向けた施策に取り組めます。

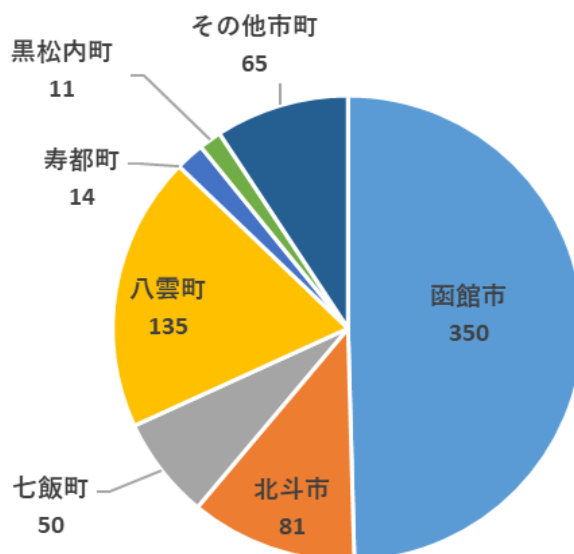
#### ○虐待の防止

高齢者や障がい者および子どもに対する虐待防止の啓発、虐待の早期発見や適切な保護・支援を行うための連携体制の強化に取り組めます。

## ○成年後見制度の普及・啓発および利用促進

誰もが住み慣れた地域で互いに支え合い、尊厳が守られながら自分らしく安心して暮らし、地域社会に参加できるよう、本市における「成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、成年後見センターを中核機関として関係機関による連携体制を構築するなど体制強化を図ります。

### 函館家庭裁判所における 成年後見制度利用者数（住所地別）



【資料】函館家庭裁判所（2018 年（平成 30 年）6 月 20 日現在）

成年被後見人が実際に居住している場所（施設、病院等含む）を基準としているため、住民票上の住所とは一致しない。

### 函館市成年後見センター相談件数

（単位：件）

| 年 度 | 2019年度<br>(令和元年度) | 2020年度<br>(令和2年度) | 2021年度<br>(令和3年度) | 2022年度<br>(令和4年度) | 2023年度<br>(令和5年度) |
|-----|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 件 数 | 382               | 580               | 794               | 796               | 952               |

### 函館市成年後見制度利用促進基本計画

この項目を、成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条に基づく、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」（成年後見制度利用促進基本計画）として位置付け、誰もが住み慣れた地域で互いに支え合い、尊厳が守られながら自分らしく安心して暮らし、地域社

会に参加できるよう、以下の施策に取り組みます。

## 1 地域連携ネットワークの構築

成年後見制度の利用が必要な方の状況に応じ、親族や法律・福祉・医療・地域の関係者が連携して関わり、適切に必要な支援につなげるための仕組みづくりが必要です。

そのため、地域連携ネットワークにおける個別の協力活動のほか、困難事例に対応するためのケース会議の開催など、多職種が連携して個々の支援等に関わる体制づくりをめざします。

### (1) 中核機関

この基本計画において、函館市成年後見センターを地域連携ネットワークに必要な関係する団体等とのコーディネートを行う中核機関に位置付けます。

### (2) 地域連携ネットワークおよび中核機関の役割

これらの機関は以下の5つの役割を担います。

|       |                                                                               |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 広報    | 成年後見制度や権利擁護事業の普及・啓発を行います。制度の周知を図ることで、適時・適切な支援につなげることが期待できます。                  |
| 相談    | 専門職団体や地域包括支援センター、医療・介護関係者、障害者相談支援事業所と連携し、制度に関する相談体制を整え、相談者の状況に応じた必要な支援につなげます。 |
| 利用促進  | 市民後見人の育成および受任調整や、その後の活動支援を行います。また、必要に応じ適切な支援を行うための多職種連携の協議の場を調整します。           |
| 後見人支援 | 市民後見人や親族後見人からの相談に応じるとともに、専門的知見が必要なケースについて専門職団体や関係機関を含めたケース会議の開催などを行います。       |
| 不正防止  | 後見人等に対する相談・支援体制を整えることで、後見人等の孤立化や不正の発生を未然に防ぐ効果が期待されます。                         |

## 2 市民後見人の育成・活動の推進

身近な権利擁護支援の担い手として期待される市民後見人の育成に継続して取り組み、その後の活動の支援および活用の推進を図ります。

### 3 函館市成年後見センターの機能強化

権利擁護に関する相談・対応，成年後見制度の周知・啓発，申立てに係る  
手続支援，親族後見人に対する相談支援，市民後見人の育成・支援を推進す  
るとともに，地域連携ネットワークの中核機関として関係団体等のコーディネ  
ーターの役割を担うなど，成年後見制度に関するワンストップ窓口としての  
機能強化を図ります。

### 4 成年後見制度の利用支援

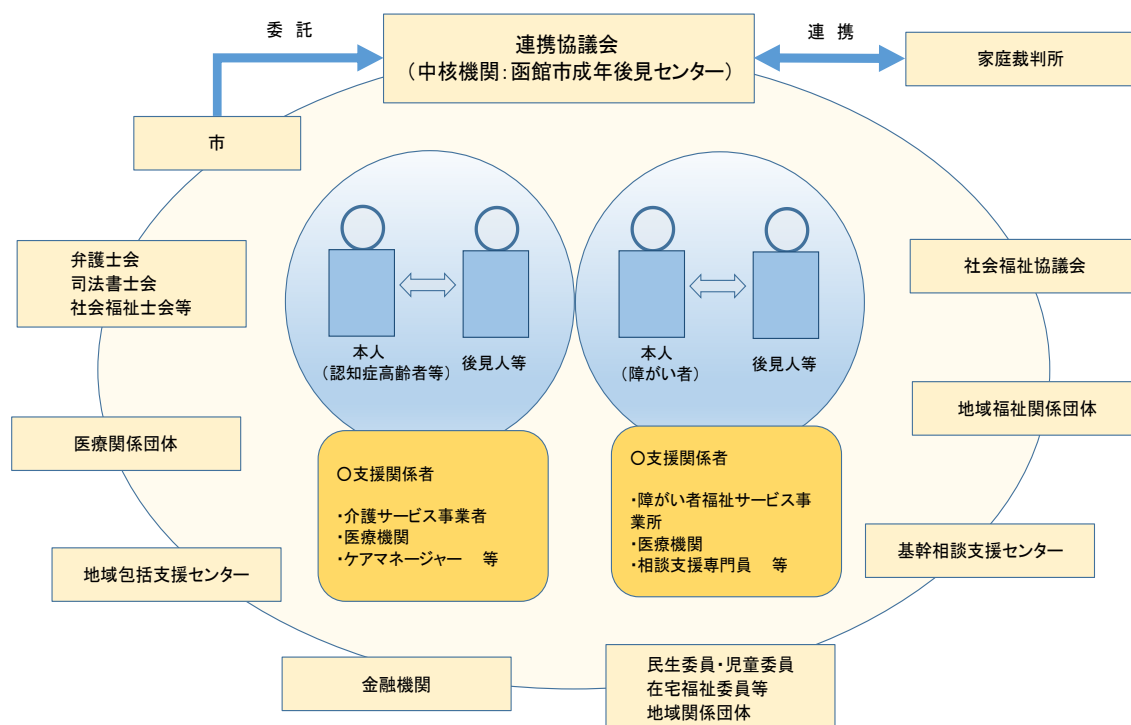
#### (1) 市長申立て

判断能力が十分でない方が後見人等が必要な状況にあるにもかかわらず，本人や親族等がともに申立てを行うことが難しい場合，調査のう  
え市長が家庭裁判所に成年後見人等の選任の申立てを行います。

#### (2) 費用助成

成年後見制度を利用した方で，その費用の負担が困難な方に対し，  
申立費用や後見人等に対する報酬費用の助成を行います。

### 地域連携ネットワークのイメージ



## Ⅵ 基本目標2 安心して暮らせる地域づくり

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすためには、地域住民等、支援関係機関および行政がそれぞれの役割を理解し連携を図りながら、福祉サービスを必要とする方に適時・適切なサービスを提供できる環境を整備することが重要です。

### 基本施策 2-3 適切な福祉サービスの提供

#### 現状と課題

地域には、何らかの福祉サービスを必要としながらも、社会的な孤立や情報を得る手段を持たないことにより、サービスの利用ができない方がいます。

このような方たちに必要な福祉サービスを提供するためには、地域住民等による日頃からの見守りや支え合い、また社会福祉協議会、民生委員・児童委員および地域包括支援センターなどによる早期支援のためのアウトリーチが重要となるほか、福祉サービス利用者の権利や利益を擁護するための仕組みも必要となります。

#### 施策の方向性

必要があるにも関わらず、何らかの理由により福祉サービスが利用できない方に対するサービスの提供、サービス利用者の権利等の擁護を図るための施策に取り組みます。

##### ○要支援者の早期発見・早期対応

社会福祉協議会、民生委員・児童委員、障害者相談員および地域包括支援センターなどの連携を通じて、福祉サービスを必要とする方の早期発見から適切な対応につなげるよう引き続き努めるとともに、出前講座の実施、広報紙等を活用した周知のほか、ボランティアの養成などにより、地域住民の意識の向上を図ります。

##### ○適切な福祉サービスの提供

社会福祉施設等に対し指導監査を実施するとともに、苦情処理委員が公平な第三者の立場で苦情を受け、解決を図る福祉サービス苦情処理制度を通じて、利用者の権利等の擁護や福祉サービスの質の向上を図ります。

## 地域福祉推進におけるそれぞれの役割

社会福祉法では、地域住民や社会福祉法人、社会福祉協議会、行政の役割が明確にされ、それぞれが連携し地域福祉の推進を図ることとされています。

### ○地域住民の役割

すべての住民がお互いの多様性を認め合いながら、地域生活課題に対し「我が事」として捉え、ボランティアや地域活動へ自らの意思で積極的に参加し、地域福祉推進の担い手として活動することが期待されます。

### ○社会福祉法人の役割

これまで培ったノウハウを活かして、地域福祉サービスの拠点としての役割を果たすと同時に、事業継続に必要な額を上回る財産額を有する場合は、社会福祉充実計画（※１）を策定し、地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、蓄積された専門性や地域の関係者とのネットワークを活かしながら、社会福祉事業や地域公益事業（※２）などに、計画的かつ有効に再配分することにより、積極的に地域に貢献していくことが期待されます。

#### ※１ 社会福祉充実計画とは

社会福祉法人が保有する財産のうち、事業継続に必要な額を控除してもなお一定の財産が生じる場合に、その財産（社会福祉充実財産）を明らかにした上で、これを財源として、既存の社会福祉事業や公益事業の充実または新規事業の実施をするために、社会福祉法人自らが策定する計画。

#### ※２ 地域公益事業とは

「社会福祉充実財産」を活用して行う事業であって、公益事業のうち、日常生活または社会生活上の支援を必要とする事業区域の住民に対し、無料または低額な料金で、その需要に応じた福祉サービスを提供するもの。

### ○社会福祉協議会の役割

地域福祉推進の中心的な役割を担っており、地域福祉活動への住民参加の促進や活動支援、ボランティアや福祉人材の育成、団体等のネットワークの構築、地域生活課題の解決に向けた事業の実施など多岐にわたる活動が期待されます。

### ○行政の役割

行政は住民の福祉を最終的に担保する主体として、公的な福祉サービスを適切に運営し、必要なサービスを住民に提供することや、住民や団体の地域福祉活動を支援し、地域福祉を推進するための環境や基盤整備に取り組みます。

## Ⅵ 基本目標2 安心して暮らせる地域づくり

近年、失業や疾病、ひきこもり、家族の介護などをきっかけに生活困窮に陥る方が増加し、そのことにより自らの自信を失い、社会とのつながりも弱まり、社会的な孤立につながる方も増えていることから、このような状況の方を支援することが安心して暮らせる地域づくりにつながります。

### 基本施策 2-4 生活困窮世帯への支援

#### 現状と課題

本市では、生活保護の受給者数が全国、全道を上回る数値で推移していることから、そこに至る前の段階からの支援が必要となっています。

2015年（平成27年）4月に生活困窮者自立支援法が施行されたことに伴い、本市では、経済的な困窮や社会的な孤立により、今後の生活に不安を感じる方の相談窓口を設置し、生活保護に至る前の方々を対象に、庁内関係部局や関係機関と連携し、経済的・社会的な自立に向けた支援を行っています。

行政で把握が困難な対象者情報については、社会福祉協議会や民生委員・児童委員等の地域ネットワークや地域によるインフォーマルな見守り活動等と連携して早期把握に努める必要があります。

また相談者は、失業や疾病、高齢、障がい、多重債務、ひきこもりなどの課題を複合的に抱えている場合があるので多機関の連携による協力体制の構築がより重要となっています。

#### ◇自立支援事業の新規相談件数 (件)

| 年 度 | 2015 年度<br>(平成 27 年度) | 2016 年度<br>(平成 28 年度) | 2017 年度<br>(平成 29 年度) |
|-----|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 件 数 | 277                   | 175                   | 235                   |

#### ◇支援プラン作成件数 (件)

| 年 度 | 2015 年度<br>(平成 27 年度) | 2016 年度<br>(平成 28 年度) | 2017 年度<br>(平成 29 年度) |
|-----|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 件 数 | 30                    | 27                    | 37                    |

#### ◇就職決定者数（プランを作成せず支援に関わった方を含む） (人)

| 年 度 | 2015 年度<br>(平成 27 年度) | 2016 年度<br>(平成 28 年度) | 2017 年度<br>(平成 29 年度) |
|-----|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 人 数 | 17                    | 18                    | 20                    |

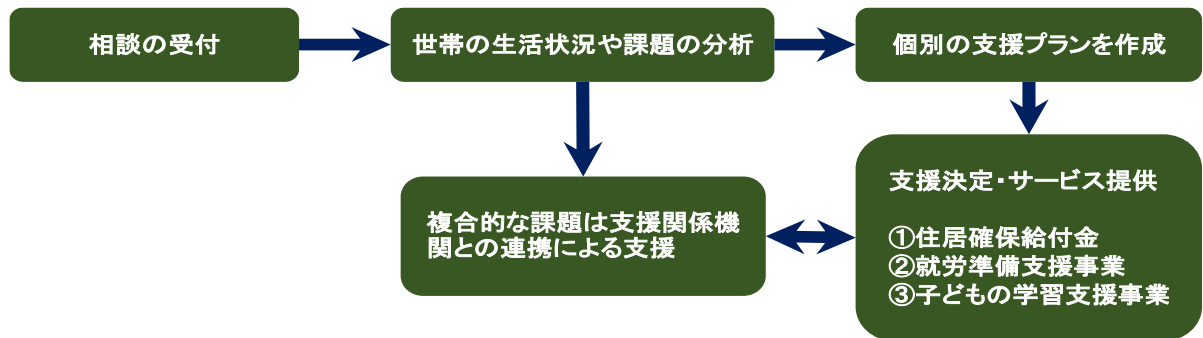
## 施策の方向性

経済的な困窮や社会的な孤立など、生活困窮に陥る要因は様々であり、誰もがそのような状況に陥る可能性があります。そのため、本市では引き続き関係機関との連携を図りながら制度の適切な運営に努めます。

### ○生活困窮者自立支援法に基づく支援

#### ◇自立相談支援事業

相談支援員が相談内容に基づき、問題点を整理しながら、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、就労支援や各種制度の活用について支援を行います。



#### ①住居確保給付金

離職などにより住居を失った方、または失うおそれがある方を対象として、就職活動を行うことや、収入および資産が一定基準未満であることを条件に、一定期間定められた金額以内で家賃相当額を支給します。

#### ②就労準備支援事業

「働いたことがなく不安がある」、「他の人とのコミュニケーションがうまくとれない」など、直ちに就労が困難な方を対象に、一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会（体験）の提供を行います。

#### ③子どもの学習支援事業

経済的な事情により塾などに通えない生活困窮者世帯の中学生を対象に、高校受験のための進学支援や学校の勉強の復習、学び直しのための学習支援等を実施するとともに、授業日以外にも自習室を開放することで、居場所としての機能も重視した支援を行います。

## VI 基本目標2 安心して暮らせる地域づくり

自殺を防止するためには、原因となる様々な問題が深刻化する前の早期発見や早期支援が重要となりますが、そのために一人ひとりが生きがいと役割を実感することができる地域づくりや、複合的課題にも対応できる地域ネットワークの構築が重要となります。

### 基本施策 2-5 自殺防止のための対策

#### 現状と課題

全国における自殺者数は、2008年（平成20年）で約32,000人、2016年（平成28年）には約21,000人と約35%減少しています。

一方、本市の自殺者数については、増減はあるものの減少傾向にあり、2008年（平成20年）の91人から2017年（平成29年）の47人と約半数になりましたが、人口10万人あたりの自殺死亡率は、全国や北海道より高い数値で推移していることから、決して楽観できる状況ではありません。

|                      |     | (人)   |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
|----------------------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 区 分                  |     | 2008年 | 2009年 | 2010年 | 2011年 | 2012年 | 2013年 | 2014年 | 2015年 | 2016年 | 2017年 |
| 函館市の自殺者数             | 男 性 | 68    | 60    | 59    | 41    | 48    | 39    | 44    | 40    | 33    | 33    |
|                      | 女 性 | 23    | 24    | 18    | 31    | 23    | 17    | 31    | 18    | 12    | 14    |
|                      | 合 計 | 91    | 84    | 77    | 72    | 71    | 56    | 75    | 58    | 45    | 47    |
| 自殺死亡率<br>(人口10万人あたり) | 函館市 | 31.7  | 29.5  | 27.3  | 25.8  | 25.6  | 20.4  | 27.6  | 21.6  | 17.0  | 17.9  |
|                      | 北海道 | 28.0  | 26.2  | 25.4  | 24.0  | 22.2  | 21.2  | 20.1  | 19.5  | 17.5  | 17.3  |
|                      | 全 国 | 24.0  | 24.4  | 23.4  | 22.9  | 21.0  | 20.7  | 19.5  | 18.5  | 16.8  | 16.4  |

【資料】函館市自殺対策行動計画

#### 施策の方向性

自殺は、個人の自由な意思の選択の結果ではなく、その多くが様々な悩みにより心理的に追い込まれた末の死であり、その多くは防ぐことができる社会的な問題として認識する必要があります。

そのため、2018年（平成30年）に本市では、これまでの自殺対策に関する取組を継承しつつ、さらに推進するため、めざす姿や基本方針等を定めた函館市自殺対策行動計画を策定し、自殺死亡率の減少という目標に向け、様々な施策に取り組むこととしています。

## ○重点課題

- ① 高齢者を対象とした、きめ細やかな自殺対策
- ② 生活困窮者に対する生活支援の視点を持った自殺対策
- ③ すべての人が働きやすい環境づくり

## ○本市の具体的な取組

- ① 市民一人ひとりの気づきと見守りを促す
- ② 自殺対策に係る人材の確保，養成および資質の向上を図る
- ③ 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
- ④ 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
- ⑤ 社会全体の自殺リスクを低下させる
- ⑥ 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
- ⑦ 遺された人への支援を充実する
- ⑧ 民間団体との連携を強化する
- ⑨ 子ども・若者の自殺対策をさらに推進する
- ⑩ 勤務問題による自殺対策をさらに推進する

「函館市自殺対策行動計画」より引用

## Ⅶ 基本目標3 誰もが参加できる地域づくり

地域福祉の推進を図るためには、その意識を一人でも多くの地域住民等に広めるとともに、地域住民等が自らの意思で地域福祉活動に参加し、地域とのつながりを築くことが重要です。

### 基本施策 3-1 地域福祉に対する意識の醸成

#### 現状と課題

地域福祉活動とは、ボランティアとして活動に参加することだけではなく、例えば、日々の挨拶等によるつながりや、隣近所に住んでいる高齢者世帯等の様子を気にかけること、雪かきやゴミ出しの手伝いなども、身近で取り組める大切な地域福祉活動です。

このような地域とのつながりをきっかけとして、地域生活課題の解決に向けた主体的な取組を、「支え手」「受け手」という関係を超えて行っていくことが地域福祉の推進に結びつきます。

地域福祉懇談会では、地域での交流や支え合いの不足、社会環境の変化による地域のつながりが薄れることに対する懸念や、地域福祉活動へ若い世代の参加が必要との意見が出され、意識調査でも、ボランティアや地域活動への参加について、年齢が下がるほど参加割合が減少している（P21-エ参照）ことから、より一層の意識の醸成が求められています。

#### 施策の方向性

本市では、地域住民等が主体となったサロン活動や子ども食堂などの地域福祉活動は増えてきており、一定程度、地域福祉の重要性は理解されていると考えられますが、若い世代を中心にさらなる意識の醸成が求められることから、引き続き啓発に取り組めます。

#### ○地域住民等に対する意識の啓発

出前講座や地域福祉懇談会において、広く地域住民等へ地域福祉活動の取組が進んでいる地域の活動事例の紹介などに努めるほか、函館市福祉のまちづくり条例啓発パネル展や地域住民等にとって身近な広報紙である「市政はこたて」などを活用し、地域福祉に対する意識の醸成を図ります。

### ○コミュニティ・スクールとの連携

学校運営に地域の声を積極的に生かすため、学校運営協議会を設置した学校（コミュニティ・スクール）との連携を図りながら、福祉教育に係わる豊かな学びや体験の機会の工夫を図り、子どもや若い世代に「地域福祉」という考え方が浸透するよう努めます。

### ○障がいに対する理解

障がい者がスムーズに地域社会へ移行し、自立した生活を営むために、地域住民等が障がいに対する理解を深める取組として、ノーマライゼーション推進事業やふれあい交流事業の実施、福祉副読本の活用などを通じて意識の醸成を図り、誰もが役割を持ち、主体的に活動できる地域づくりを進めます。

### ○認知症に対する理解

認知症高齢者等は今後も増加が続くと見込まれていますが、認知症患者やその家族を見守る認知症サポーター養成講座などを通じて、地域住民等が正しい知識を持つことにより、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる環境づくりを促進します。

## **Ⅶ 基本目標3 誰もが参加できる地域づくり**

地域生活課題が多様化し、支援を必要とする方が増加すると考えられている中で、地域で主体的に活動する住民や、多様な支援ニーズに対応できる人材が求められています。

### **基本施策 3-2 新たな人材の養成**

#### **現状と課題**

現在、地域福祉活動の中核を担っている町会役員、民生委員・児童委員および在宅福祉委員などは、高齢化による担い手不足などで、ひとりが複数の役割を兼務するなど、特定の人が多く活動に関わっています。

地域福祉活動を継続させるためには、地域住民自らが「サービスの担い手」としての意識を持ち主体的に活動するとともに、その地域の実情を理解している人材が中核を担うことが重要となります。

また、特に 65 歳以上の方がこれまでの経験や能力を活かして地域福祉活動の担い手として参加するには、こころと身体を健康を保つための、健康管理や介護予防などの取組が大切になります。

#### **施策の方向性**

主体的に活動する地域住民等を増やしながら、課題やニーズを掘り起こし、地域生活課題の解決に結び付けることができる中核的な役割を担う人材が求められていることから、次の施策に取り組みます。

##### **○主体的に活動する人材の養成**

誰もが積極的に地域福祉活動に参加できるようなきっかけ・しくみづくりを検討することや、地域福祉懇談会の開催により地域住民等の意識向上を図るとともに、くらしのサポーターや介護支援ボランティアなどを通して主体的に活動する人材の養成を推進します。

##### **○地域福祉活動の中核となる担い手の養成**

地域福祉活動の中核を担うことのできる人材を養成するため、各種ボランティアの養成研修修了者の中から新たな人材の掘り起こしを図るほか、地域での介護予防活動の運営に参画が期待できる介護予防体操リーダーの養成や活動支援に努めます。

## ○日常生活の中での健康管理や介護予防

「健康はこだて 21」においては、各ライフステージごとの健康目標を設定し、特に 65 歳以上では、ボランティアなどの社会活動に積極的に参加できることと身体の健康を保つことをめざしていることから、特定保健指導等による生活習慣病の改善や禁煙・適正飲酒などの指導に取り組めます。

また、介護予防の普及・啓発における介護予防教室の開催や介護支援ボランティアポイント事業など、高齢者の積極的な社会参加を支援しながら新たな担い手の確保に努めます。

## Ⅶ 基本目標3 誰もが参加できる地域づくり

地域福祉活動に地域住民等の参加を促すためには、あらゆる世代にわかりやすい情報を、それぞれが取得しやすい媒体で発信し、周知することが重要です。

### 基本施策 3-3 積極的な情報発信

#### 現状と課題

意識調査からは、多くの方がボランティアや地域福祉活動に関心を持っている（P21-エ参照）ことがわかります。

一方で、関心を持ちながら参加しない理由としては、65歳未満では、「時間的な余裕がないから」が最も多く、次いで「活動に関する知識や情報がないから」や「始めるきっかけがないから」となっている（P22-オ参照）ほか、企業からの回答でも、地域貢献活動に必要な方策として、「活動する際に必要な手法などの情報提供の充実」を挙げている企業が最も多くなっています（P24-ク参照）。

また、意識調査の自由記述や地域福祉懇談会で出された意見でも、地域福祉活動や関連する法律・制度等に関する積極的な情報発信を求める声が多く挙げられていることから、誰もが地域福祉活動に関する知識や情報を取得できる仕組みづくりが大切になります。

#### 施策の方向性

世代や環境によって情報を入手する媒体が多様化してきているなか、地域住民等が様々な手段で情報を取得できるよう、複数の媒体を活用した積極的な情報発信に努めます。

##### ○情報発信ツールの効果的な活用

地域福祉の理念を、広報紙「市政はこだて」や出前講座を積極的に活用することで、地域住民等にわかりやすく周知・啓発するとともに、市のホームページやSNSなど多様な媒体の効果的な活用方法を検討するほか、発信する情報の充実を図ることにより、必要とする情報を誰もが簡単に入手でき、多くの地域住民等が地域福祉活動に取り組みやすい環境の整備に努めます。

##### ○地域福祉活動の担い手による情報発信

地域福祉活動の担い手自らが、その楽しさや大切さを地域住民等に発信することで、誰もが主体的に参加できるきっかけづくりに努めます。



計画策定の経過

| 年 月 日                   | 事 項                                                                                                                                                                                               |
|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2018 年（平成 30 年）4 月 1 日  | ○「函館市地域福祉計画策定委員会」設置                                                                                                                                                                               |
| 5 月 15 日                | ○第 1 回 函館市地域福祉計画策定委員会開催<br>1 委員長および副委員長の選出について<br>2 第 4 次函館市地域福祉計画策定スケジュールについて<br>3 地域福祉計画策定のガイドラインについて<br>4 地域福祉に関する意識調査（案）について                                                                  |
| 5 月～7 月 地域福祉に関する意識調査実施  |                                                                                                                                                                                                   |
| 7 月 26 日                | ○第 2 回 函館市地域福祉計画策定委員会開催<br>1 第 4 次函館市地域福祉計画策定に向けた課題について<br>2 第 4 次函館市地域福祉計画への成年後見制度利用促進基本計画（市町村計画）の記載について                                                                                         |
| 9 月 20 日                | ○第 3 回 函館市地域福祉計画策定委員会開催<br>1 第 4 次函館市地域福祉計画へ記載する基本的事項について<br>①計画策定の趣旨等について<br>②地域福祉計画の基本理念および基本目標等について                                                                                            |
| 10 月 24 日               | ○第 4 回 函館市地域福祉計画策定委員会開催<br>1 第 4 次函館市地域福祉計画の基本理念について<br>2 第 4 次函館市地域福祉計画における函館市の現状および基本施策等について<br>①函館市の現状について<br>②基本目標 1 に係る基本施策について<br>③基本目標 2 に係る基本施策について<br>④基本目標 3 に係る基本施策について<br>⑤中間年の評価について |
| 11 月 15 日               | ○第 5 回 函館市地域福祉計画策定委員会開催<br>1 第 4 次函館市地域福祉計画（案）の修正について                                                                                                                                             |
| 2019 年（平成 31 年）1 月 16 日 | ○政策会議に計画（素案）の報告，協議                                                                                                                                                                                |
| 1 月 23 日                | ○計画（案）に対するパブリックコメント（意見公募）の実施（市政はこだて・市ホームページに掲載，本庁・支所において（案）配布 2 月 21 日まで）                                                                                                                         |
| 1 月 29 日                | ○市議会民生常任委員会に計画（案）の報告，協議                                                                                                                                                                           |
| 3 月 11 日                | ○市議会民生常任委員会にパブリックコメントの実施結果の報告<br>○パブリックコメント実施結果の公表                                                                                                                                                |
| 3 月 14 日                | ○第 4 次函館市地域福祉計画の決定                                                                                                                                                                                |

| 年 月 日                             | 事 項                                                                                              |
|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2020 年（令和 2 年） 2 月 14 日           | 函館市福祉のまちづくり推進委員会において、<br>○第 4 次函館市地域福祉計画関連事業の状況について協議                                            |
| 2021 年（令和 3 年） 2 月 4 日            | 函館市福祉のまちづくり推進委員会において、<br>○第 4 次函館市地域福祉計画関連事業の状況について協議                                            |
| 11 月 4 日                          | 函館市福祉のまちづくり推進委員会において、<br>○第 4 次函館市地域福祉計画関連事業の状況について協議                                            |
| 2022 年（令和 4 年） 11 月 2 日           | 函館市福祉のまちづくり推進委員会において、<br>○第 4 次函館市地域福祉計画関連事業の状況について協議                                            |
| 2023 年（令和 5 年） 2 月 16 日           | 函館市福祉のまちづくり推進委員会において、<br>○第 4 次函館市地域福祉計画の中間評価手法について協議                                            |
| 10 月 12 日                         | 函館市福祉のまちづくり推進委員会において、<br>○第 4 次函館市地域福祉計画関連事業の状況について協議<br>○第 4 次函館市地域福祉計画の中間評価に向けた意識調査の調査内容について協議 |
| 2024 年（令和 6 年） 1 月 地域福祉に関する意識調査実施 |                                                                                                  |
| 2024 年（令和 6 年） 3 月 21 日           | 函館市福祉のまちづくり推進委員会において、<br>○地域福祉に関する意識調査の結果および調査結果の中間評価への活用について協議                                  |
| 8 月 7 日                           | 函館市福祉のまちづくり推進委員会において、<br>○第 4 次函館市地域福祉計画中間評価（案）について協議                                            |
| 11 月 19 日                         | 函館市福祉のまちづくり推進委員会において、<br>○第 4 次函館市地域福祉計画の見直し（案）について協議                                            |
| 2025 年（令和 7 年） 3 月                | ○第 4 次函館市地域福祉計画の改訂版を市 H P で公開                                                                    |

## 函館市地域福祉計画策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 函館市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）の策定にあたり、市民の意見等を反映させるため、函館市地域福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

### (目的)

第2条 策定委員会は、誰もが住み慣れた地域において自立した生活が送られるよう、社会福祉を取りまく様々な環境の変化に対応した地域福祉の推進を図るため、福祉および教育等関係者ならびに市民の参画のもとに幅広い視点から協議を行うことを目的とする。

### (所掌事項)

第3条 策定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉計画に係る調査研究に関すること。
- (2) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (3) その他地域福祉計画に関し必要な事項

### (組織)

第4条 策定委員会は、委員20人以内をもって組織する。

### (委員)

第5条 委員は、地域福祉に関し見識を有する者のうちから市長が指定する。

- 2 委員のうち1人は、別に定めるところにより公募する。

### (任期)

第6条 委員の任期は、平成31年3月31日までとする。

### (委員長および副委員長)

第7条 策定委員会に委員長1人および副委員長1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 副委員長は、委員長が指名する者をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第8条 策定委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、策定委員会の会議の議長となる。

- 3 策定委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、策定委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見等を聴取することができる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者等との懇談会を行うことができる。

(庶務)

第9条 策定委員会の庶務は、保健福祉部地域福祉課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

函館市地域福祉計画策定委員会委員名簿（五十音順，敬称略）

| 氏 名           | 所 属                  |
|---------------|----------------------|
| 〔委員長〕 池田 延己   | 学校法人函館大妻学園           |
| 石田 由恵         | 函館保育協会               |
| 越橋 理恵         | 一般公募                 |
| 岡 真行          | 函館地区保護司会             |
| 奥野 秀雄         | 社会福祉法人函館市社会福祉協議会     |
| 川口 英孝         | 函館市町会連合会             |
| 木田 祥平         | 北海道社会福祉士会道南地区支部      |
| 木村 一雄         | 函館市私立幼稚園協会           |
| 木村 祥世         | N P O 法人函館市青年サークル協議会 |
| 小杉 あゆみ        | 函館市地域包括支援センター連絡協議会   |
| 櫻田 なおみ        | 函館地域障害者自立支援協議会       |
| 佐藤 章二         | 函館社会福祉施設連盟           |
| 外崎 紅馬         | 国立大学法人北海道教育大学函館校     |
| 野村 俊幸         | 一般財団法人北海道国際交流センター    |
| 濱谷 操          | 函館市中学校長会             |
| 船橋 優子         | 函館市民生児童委員連合会         |
| 〔副委員長〕 松田 由美子 | 函館市ボランティア連絡協議会       |
| 宮崎 公彦         | 八幡町在宅福祉委員会           |
| 宗像 英明         | 函館市小学校長会             |



## 函館市福祉のまちづくり条例（平成 13 年 12 月 19 日条例第 48 号）

### 第 4 章 福祉のまちづくり推進委員会

#### （設置等）

第 30 条 市長の諮問に応じ、福祉のまちづくりの推進に関する基本的または重要な事項を調査審議するため、函館市福祉のまちづくり推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、整備基準に関する事項その他福祉のまちづくりの推進に関し必要と認める事項について、調査研究し、市長に意見を述べることができる。

#### （組織）

第 31 条 委員会は、委員 25 人以内をもって組織する。

#### （委員）

第 32 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 事業者
- (3) 関係団体を代表する者
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 職能の故をもって委嘱された委員が、その職を退いたときは、委員を解嘱されたものとする。

## 函館市福祉のまちづくり条例施行規則（平成 14 年 3 月 20 日規則第 8 号）

### （福祉のまちづくり推進委員会）

第 11 条 条例第 30 条第 1 項の函館市福祉のまちづくり推進委員会（以下「委員会」という。）に委員長および副委員長各 1 人を置く。

2 委員長および副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 委員会の会議は、委員長が招集する。

6 委員長は、委員会の会議の議長となる。

7 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

8 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 9 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。
- 10 委員会の庶務は、保健福祉部において処理する。
- 11 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

函館市福祉のまちづくり推進委員会委員名簿(五十音順, 敬称略)

| 氏 名          | 所 属                   |
|--------------|-----------------------|
| 安藤 とし子       | 道南ひきこもり家族交流会「あさがお」    |
| 安藤 眞理        | 一般公募                  |
| 石岡 保代        | 函館市町会連合会              |
| 〔委員長〕 池田 延己  | 学校法人函館大妻学園            |
| 勝又 真澄        | 函館地区保護司会              |
| 佐々木 千香子      | 函館保育協会                |
| 島 信一郎        | 一般社団法人函館市身体障害者福祉団体連合会 |
| 相馬 ミエ子       | 特定非営利活動法人函館手をつなぐ親の会   |
| 高田 優子        | 特定非営利活動法人函館市青年サークル協議会 |
| 〔副委員長〕 中村 啓子 | 函館市民生児童委員連合会          |
| 中村 直樹        | 国立大学法人北海道教育大学函館校      |
| 林 珠樹         | 函館市地域包括支援センター連絡協議会    |
| 東 佳子         | 社会福祉法人函館市社会福祉協議会      |
| 前田 敦         | 函館社会福祉施設連盟            |
| 村田 稔         | 函館小学校長会               |
| 湯浅 弥         | 北海道社会福祉士会道南地区支部       |

※任期 令和 5 年 7 月 1 日～令和 7 年 6 月 3 0 日



## 障がい者や配慮が必要な方に関するマークの一例

障がい者や配慮が必要な方に関するマークの一部をご紹介します。

これらのマークは国際的に定められたものや法律に基づくもののほか、障がい者団体や行政機関が提唱しているものもあります。



### ○障がい者のための国際シンボルマーク

すべての障がい者を対象に、障がいのある方が容易に利用できる建物・施設であることを示すマークです。このマークの使用については、国際リハビリテーション協会で定める基準を満たすことが必要です。



### ○視覚障がい者シンボルマーク

視覚の障がいを示す世界共通のマークです。このマークは、手紙や出版物のほか、歩行用などに自由に使用してよいことになっています。



### ○聴覚障がい者シンボルマーク（耳マーク）

聴覚に障がいがあることを示すマークです。聴覚障がいの方は、見た目にはわからないため、誤解や不利益を受けやすく、また情報の取得が困難です。コミュニケーションのとり方に配慮が必要です。



### ○ハートプラスマーク

体の内部（心臓・呼吸器・じん臓・ぼうこう・直腸・小腸・免疫機能）の障がいを示すマークです。



### ○オストメイトマーク

人工肛門・人工ぼうこうを使用している方（オストメイト）のための設備があることを示しています。オストメイト対応トイレの入口や、案内誘導のプレートに表示されています。



### ○身体障がい者標識（よつばマーク）

身体の障がいのため、運転免許証に条件を付されている方が運転する車両に表示するマークです。このマークを付けた車に幅寄せや割り込みなどを行なうことは、道路交通法により原則として禁止されています。



#### ○聴覚障がい者標識

聴覚に障がいのある方が運転する車に表示するマークです。このマークを付けた車に幅寄せや割り込みなどを行なうことは、道路交通法により原則として禁止されています。



#### ○ほじょ犬マーク

身体障害者補助犬法に基づく身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）同伴の啓発のためのマークです。公共・民間の別なく、施設や交通機関への補助犬の同伴が認められています。



#### ○ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としていることを知らせるマークです。ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、思いやりのある行動をお願いします。



#### ○高齢運転者標識

70 歳以上で、加齢に伴って生ずる身体機能の低下が自動車の運転に影響を及ぼすおそれのある方が運転する車に表示するマークです。このマークを付けた車に幅寄せや割り込みなどを行なうことは、道路交通法により原則として禁止されています。



#### ○介護マーク

認知症の方の介護は、介護していることが分かりにくく、誤解や偏見を持たれることがあるため、介護中であることを周囲に理解していただくためのマークです。このマークを見かけたら、温かく見守ってください。



#### ○マタニティマーク

妊娠中、特に妊娠初期は外見から妊婦であるか判断しにくく、妊娠中のつらい症状が周りに伝わりにくいことがあります。このマークを見かけたら、思いやりのある気づかいをお願いします。



■第4次函館市地域福祉計画（平成31年3月策定 令和7年3月改訂）■

---

発 行：函館市

編 集：函館市保健福祉部

〒040-8666 函館市東雲町4番13号

電話 0138-21-3289 FAX 0138-26-4090

---